

中国における問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日鉄連	(1)	外資マジョリティ出資規制	・鉄鋼業においては「鉄鋼産業発展政策」により外資の出資が50%までしか認められていない。 (継続)	・規制の撤廃。	・鉄鋼産業発展政策
				(参考) ・中国工業情報化部、「鉄鋼産業の調整・昇級計画(2016～2020年)の印刷発布に関する通知」(第358号)を公表、第13次5カ年計画期の鉄鋼産業調整振興計画として、過剰生産能力解消への取り組みと業界再編を目指す(2016年11月18日付け通商問題デイリーアラート)		
	日機輪	(2)	外資最低資本比率規制	・外国資本の最低資本比率が、総投資額の33.33%以上(投資総額3,000万米ドル以上の場合)と定められており、設備投資する度に、親会社の融資の負担が大きくなっている。 (継続)	・最低資本比率の制限を廃止してほしい。	
				(改善) ・株式を発行する外商投資株式会社の場合、その登録資本については、「外商投資株式会社の若干問題に関する暫定規定」に基づき登録資本の最低限度額が3,000万人民元とされ、外国投資家が投資して設立する投資性会社の登録資本については、「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運営することに関する規定」に基づき登録資本の最低限度額が3,000万ドルであったものの、2015年10月28日付の「一部の規則および規範性文書の改定に関する決定」(商務部令2015年第2号)により、外商投資株式会社や外相投資性公司等に対する最低資本金要求が撤廃され、当該最低限度額の制限は廃止された。中国政府は外商投資による投資性会社の経営権限およびサービス範囲を拡大。		
日機輪	(3)	外資に対する投資性会社の経営範囲規制	・「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定」に基づき設立された投資性会社は、生産活動に直接従事してはならない(同規定第28条)とされる。このため、製造会社は常に投資性会社と分離して設立せざるをえず、経営の効率を悪くしている。 (継続)	・効率的・効果的な経営を実現するために、投資性会社の生産活動を認めるよう規定を改正いただきたい。	・外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定(商務部令2004年第22号)第28条	
			(参考) ・「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定」第28条(生産活動の禁止)投資性会社は直接に生産活動に従事してはならない。			
日鉄連	(4)	WTO約束の流通業自由化の未実施	・中国のWTO加盟時の「約束」に関するうち、「(国内)流通業の自由化」(外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止)については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。 (継続)	・実施細則の制定による実質的な開放。		
			(対応) ・国家発展改革委員会及び商務部、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」を公布(2015年3月10日公布、同年4月10日施行)(中国通商関連情報2014年度第47回)。本改正は、過去5回の改正と比べて、規制緩和の度合いが比較的大きいもの。従前は、外資による中国投資が制限されていた業種であっても、本改正により制限が撤廃、又は緩和された項目が多数ある。 中国国発委と商務部、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」を連名で公布(2015年4月10日施行)；「制限類」項目の大幅削減等により製造業分野への外資規制を緩和。(通商問題デイリーアラート2015年4月10日付)			

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1				<p>・商務部、「外商投資企業設立及び変更届出管理暫行弁法」(商務部令[2016]3号)を公布(2016年10月8日付け)。(中国通商関連情報、2016年度第27回)</p> <p>ネガティブリスト外の分野における外資企業の設立・変更を備案(届出)管理とすることを発表。</p> <p>・2016年11月3日商務部、「一部規則を廃止することについての決定」を公布(商務部令2016年第4号、2016年11月3日施行)。これにより「外商投資商業分野管理法」が廃止された。商業領域における多くの分野で参入基準が緩和へ。</p> <p>・2017年6月16日、中国政府は「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)」を公布(2017年7月10日から施行)(中国通商関連情報2017年6月第6回)。</p> <p>・2017年6月28日、国家発展改革委員会及び商務部、「外商投資産業指導目録(2017年改正)」を公布(2017年第4号令、7月28日施行)。これに伴い、「外商投資産業指導目録(2015年改正)」は廃止。7回目の改訂にあたる。</p> <p>従来の一部奨励類の持分比率の要求項目、及び制限類、禁止類をまとめて「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」として整理。国内資本にも適用される制限措置は目録から削除された。</p> <p>「中国製造2025」戦略への外国人投資家の積極的な参加を奨励する目的から、引き続き投資環境の改善を図るべく、「届出制」の適用判断の根拠となる「ネガティブリスト」を制定し、サービス業、製造業、採鉱業等の分野における外国資本の参入制限をより緩和することを目標に改訂された。</p>		
	日機輪	(5)	事前許認可制度から事後届出制度への変更に伴う法令整備必要	<p>・外商投資の事前許認可制度から事後届出制度への改革は、外商企業にとって行政手続きの便宜化に与えられると同時に、新しい制度に合わせた法令整備ができていないから、実際運用上、各部門の解釈が不統一の問題があり、企業の実務運用に問題がある。</p> <p>例えば、商務部の15年8号令の持分出資暫定管理弁法について、事前許認可に適用されなければ、商務と工商、地方の行政部門間に持分出資ではなく持分譲渡として認められるケースが多い。行政手続きが不明確。</p> <p>(対応)</p> <p>・商務部による「外商投資企業設立及び変更届出管理暫行弁法」の公布(2016年10月8日付け、2016年第22号公告)。(中国通商関連情報、2016年度第27回)</p> <p>中国商務部が2016年10月8日に公布・施行した「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」は、従来、中国で長年にわたって行われてきた外商投資企業の設立・変更についての「審査認可制」が、原則として(ネガティブリストに該当しない限り)「届出制」に変更されたものの、外国投資者による非外商投資企業の合併買収や、外国投資者による上場会社への投資について規定していなかったため、依然として、「審査認可制」が適用されると考えられた。</p> <p>・2017年7月30日、中国商務部は「外商投資企業設立及び届出管理変更暫定弁法」を改正(商務部公告2017年第37号)し、外国投資者による非外商投資企業の合併買収や、外国投資者による上場会社への投資についても、原則として「届出制」に変更することを決定した(中国通商関連情報(2017年8月第10回))。</p>	・法令整備を加速してお願いする。	
	日機輪	(6)	増減資の不可	<p>・2014年度、本社による増資を行った。目的は、今後の将来性を考慮し、過去の累積解消、借入金の返済。この増資のタイミングで、減資も同時に実施できれば、会社の財務体質、配当などでの会社組織としての体裁も整うところであったが、増減資は前例がないとの判断で見送りとなった。</p> <p>・外資企業の資本金の減資は原則禁止されている。グローバルに企業競争が激化する中、グループ内企業の資本再編により事業経営のシフトをグローバルに進めていく必要性に迫られている。</p>	<p>・政府部門に資本受け入れへの柔軟な対応を求めたい。</p> <p>・事業の新陳代謝によって企業活動の活発化を促進すべく、資本金のフレキシブルな増減ができるような法整備を要望する。</p>	<p>・「外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整に関する規定と手続の通知」(外経貿法1995/366号)</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1				<p>(対応)</p> <p>・外商投資企業は、原則として減資をしてはならないとされ、投資総額及び生産規模等に変化が生じたために確かに減少させる必要がある場合に限り、条件付きで減資することができる。</p> <p>外商投資企業における増資及び減資は、2016年10月を境に一部の例外を除いて許可制から届出制に変更された。これまで減資にあたって商務部門における認可が必要とされたが、商務部による認可に代わり届出手続きによるものとなり、従前に比べれば減資のハードルは下がった。</p> <p>・2017年7月30日、中国商務部は「外商投資企業設立及び届出管理変更暫定弁法」を改正(商務部公告2017年第37号)し、外国投資者による非外商投資企業の合併買収や、外国投資者による上場会社への投資についても、原則として「届出制」に変更することを決定した(中国通商関連情報(2017年8月第10回))</p>		
4 撤退規制	日機輸	(1)	会社清算・撤退・ 手続の不透明・長期化	<p>・会社清算時の税務審査の時間短縮により清算手続きがスムーズに進むことを望む。</p> <p>(継続)</p>	短縮目標は半年以内に出来ればと切望する。	
	日機輸 JPETA	(2)	減資手続の困難	<p>・過去の累損解消のために増資を行い、減資に関して行政へ申請を行ったが、減資金額への企業所得税課税を要求されたため減資が実行できず、累損が解消できない状態となっている。</p> <p>(継続)</p> <p>・減資に関し、会社法上制度はあるが、実際に行政へ申請手続きを行っても受理されない(日系企業において許可を得たという事例がない)。</p> <p>(継続)</p>	<p>・減資制度の整備。</p> <p>・減資の条件を明確化した上で、その範囲内で申請する企業に対しては受理する体制を作してほしい。</p>	「外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整に関する規定と手続の通知」(外経貿法1995/366号)
6 外資優遇策の縮小	日鉄連	(1)	外資優遇税恩恵の廃止	<p>・2010年12月1日、外資系投資企業、外資企業、外国人に対する「都市維持建設税」と「教育費付加」の徴収を開始。</p> <p>外貨獲得、外資誘致の一環として国内企業よりも優遇的な税制が適用されていたが、年を追って優遇税制が廃止され(2006年に土地使用税の優遇撤廃、2008年に企業所得税の優遇撤廃、2009年に不動産税の優遇撤廃)、今回の優遇撤廃により、外資企業への優遇税制は全廃された。</p> <p>(継続)</p> <p>・賃金が年々高くなり企業のコスト負担が重くなっている状況にあって、外資系企業に対する税金関係の優遇制度の一部が取り消され、外資企業に与える優遇策が少なくなっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・外資優遇を撤廃する一方で、自国企業への不公平な優遇(政府調達、補助金交付等)を行わないよう要望。</p>	<p>・国務院 内外資本企業及び個人に対する都市維持建設税、教育費付加制度に関する通知(国発[2010]35号)</p>
	日機輸			<p>(継続)</p> <p>(対応)</p> <p>・2017年1月17日、中国国務院は「対外開放の拡大、外資の積極的利用の若干措置に関する通知」を公布した(中国通商関連情報2016年度第42回)。「外商投資産業指導目録」及び関連政策法規を改正し、サービス業、製造業、採鉱業等の分野における外資参入制限を緩和。</p> <p>・2017年2月17日、商務部は2017年版の新しい目録(「2017年版目録」)を公布(施行日2017年3月20日)(中国通商関連情報2016年度第45回)。</p> <p>「外商投資産業指導目録」における奨励類外商投資プロジェクトには該当していないが、「中西部地域の外商投資優勢産業目録」に記載されている場合、奨励類外商投資プロジェクトの優遇政策を享受することができる。</p> <p>また、「中西部地域の外商投資優勢産業目録」の外商投資プロジェクトに合致していれば、主に3つの優遇政策を享受することができる。1.投資総額内での自家用設備輸入は関税免除、2.集約用地のプロジェクトには優先的に土地を供与、土地譲渡最低価格の確定にあたり、所在地の土地の等別に相応する「全国工業用地最低価格基準」の70%を下回らない価格で譲渡を実施、3.条件に合致した中西部地域の外商投資企業は、企業所得税の優遇政策を享受。</p>	<p>・外資優遇措置の復活。</p>	<p>・「企業所得税過渡期優遇政策の実施に関する通知」第1条</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
6				<p>・2017年3月30日、国務院は過去数年間における上海自由貿易試験区での経験を総括し、「中国(上海)自由貿易試験区の改革開放を全面的に深化させる方案」を通知。2020年までに、上海自由貿易試験区を、投資貿易が自由で、規則が開放・透明化され、監督管理の公平性・効率性が高く、ビジネス環境がよい、国際的な自由貿易園区となることを目指す(中国通商関連情報(2017年度第1回))。</p> <p>・2017年6月28日、国家発展改革委員会及び商務部は、「外商投資産業指導目録(2017年改正)を公布。削除項目:新エネルギー自動車の重要部品製造の外資比率は50%を超えない等。2017年版の指導目録は、一部の従来の奨励類の持分比率の要求項目、及び制限類、禁止類をまとめて外商投資参入ネガティブリストとした(中国通商関連情報(2017年7月第7回))。</p> <p>・2017年8月16日、中国国務院は「外資増加を促進するための若干措置に関する通知」を公布した。これにより、外資参入の更なる開放、財務税務支援政策の制定、国家級開発区総合投資環境の完備、人材の出入国における利便化、経営ビジネス環境の最適化を図る。(中国通商関連情報2017年9月第11回)</p> <p>・2017年12月21日、財政部、税務総局、国家発展改革委員会、商務部、「域外投資者による利益分配を用いた直接投資の源泉所得税暫定免除政策問題についての通知」(財税[2017]88号を連名で公布)。</p> <p>・2018年4月25日に国家税務総局は、税徴収環境を最適化するために、改正「企業所得税優遇政策事項取扱弁法」を公布した。同時に、従来の「企業所得税優遇事項届出管理目録(2015年版)」に代わるものとして、「企業所得税優遇事項管理目録(2017年版)」を公布した(中国通商関連情報2018年5月第2回)。</p>			
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	会社法に基づく機関設計の義務付け	<p>・会社法の運用にバラつきがあり、対応に苦慮している。2006年1月の会社法施行により、外商投資企業にも、旧来の外資企業法・合併企業法では義務付けられていなかった機関設計(株主会・監事の設置)が義務付けられたが、会社法施行前に設立された既存の外商投資企業には、それを強制しないとされた。</p> <p>しかし、増資や定款変更の手続きに際して地方の工商行政管理部門により要求されることが増えている。当局は、要求を受け入れない場合には増資や定款変更を認可しないという立場をとっており、従わざるを得ない。(継続)</p>	<p>・2006年1月1日より前に設立された外商投資企業には、関連通達の規定どおり、会社法上の機関設計を強制しない運用を徹底いただきたい。</p>	<p>・「外商投資会社の審査認可意見及び登記管理にける法律適用の若干問題に関する実施意見」の実施についての通知(工商外企字[2006]第102号)第2項</p>
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	<p>・ウォッチ、クロックに関し、輸入税、付加価値税(増値税)等の税制により、採算が確保しにくくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ウォッチ完成品: 11~30%(持ち帰り品の高級時計は60%) - ウォッチムーブメント: 10~16% - クロック完成品: 16~23% - クロックムーブメント: 16% <p>(変更)</p> <p>・新品中古に関わらず電化製品等に高額課税されている。(継続、要望変更)</p> <p>・一般的な部品名称だけの判断で高い関税率を科せられるケースが見受けられる。</p> <p>実際にその部品を中国で現地生産できるメーカーを探しているが、特殊な材料や構造があり、中国現地メーカーでは生産できないような部品であっても関税率が高いものがある。</p>	<p>・関税の低減および撤廃。</p>	<p>・関税規則、条例</p>
		日機輸			<p>・左記の制限を緩和して頂きたい。</p> <p>・水準の適正化検討をして頂きたい。</p> <p>・中国 日本間の貿易においてもFTAを結び、早期に関税撤廃される動きの促進を望む。</p>		
		日機輸					
		JBMIA	(2)	WTO情報技術協定(ITA)不履行	<p>・我が国を初め、EU、米国等がITA付属書B該当製品として無税通関しているデータプロジェクターに対して、高関税を賦課している。</p>	<p>・ITA付属書Bの記述内容に沿った無税通関を実施して頂きたい。</p>	<p>・ITA付属書B</p> <p>・WTO DS376</p> <p>・GATT第2条</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	時計協	(3)	商談用サンプルへの輸入関税賦課	中国はATAカルネ(Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約)に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されているため、商談用サンプルを輸入するたびに高額の関税がかかる。 (継続)	適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大を望む。	
	日鉄連	(4)	輸入関税の暫定税率の撤廃	2010年1月1日、中国で生産ができないもの、或いは生産できても供給量が少ないため、国内需要を満たせない原材料等について、最恵国税率を下回る暫定税率が適用されてきたが、2010年より、冷延鋼板(HSコード7209.1810)、方向性電磁鋼板(7225.1100)、ボイラー用ステンレス継目無鋼管(7304.4110、4910)の3品目で暫定税率が撤廃された。実質関税引上げとなるため、中国現地で操業する日系企業(ブリキメーカー等)がこれら母材を輸入する際に、大幅なコストアップ要因となる。2010年12月2日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、2010年に輸入暫定税率が撤廃された上記3品目に対して、暫定税率は復活せず、引き続き最恵国税率が適用される。 (継続)	暫定税率復活を要望。	中国海関輸出入税則2010年版 国務院関税税則委員会 関于2011年関税実施方案的通知(税委会[2010]26号)
	日鉄連			(改善) 2013年1月1日、フェロアロイの輸入暫定税率の引下げ(2% 1%:7202.7000、7202.8010、7202.9100)。 (改善記載済み)		
	日鉄連	(5)	設備輸入の免税基準の不透明・遅延	外資企業が自社設置用に輸入する設備は、免税枠が設定されているが、実際に輸入する個別の設備や装置について、税関の取り扱いの基準や判定が曖昧。そのために、当該設備の説明資料や価格資料を提出しても中々許可が下りず、工場の立ち上げや拡張に無駄な時間と労力が発生。 (継続)	判定基準や提出書類の明確化と処理の簡素化。	
	日鉄連	(6)	輸入規制	1999年4月、生産過剰、過当競争、安価な輸入品の流入による市況の悪化により利益の激減した鉄鋼業の救済を目的に鋼材輸入枠(I/L)制度を実施。半製品を除く鋼材を従来の申請登記すれば許可される「自動登記管理商品」から、量を制限する「限量登記管理商品」に変更。輸入者は国経委が発給指示する「重要工業品輸入登記証明書」(通称「四連単」)か、外貿部が発給指示する「特定商品輸入登記証明書」を税関に提示して輸入を行う、事実上の輸入規制。大部分の鋼材で廃止となったが、2002年2月1日付で「重要工業品自動輸入許可管理実施細則」を新たに施行。輸入者が所定の輸入管理機関に輸入契約の内容や入着時期を事前申請すれば輸入許可証明を自動発給する仕組みに改変済。 (継続) 書籍の輸入数量規制がある。 食料品輸入規制が存在する。 (継続)		重要工業品自動輸入許可管理実施細則
	日機輸 日機輸				書籍の数量規制の撤廃。 食料品輸入規制の解除。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			<p>・露光装置で使用している水銀ランプに放射性物質のトリウムが含有されており、中国輸入規制値を超えている。よって、現在装置の消耗部品でありながら同梱せず、水銀ランプを外して出荷し、現地調達で対応している。水銀ランプメーカーは、中国のCALI(中国照明電気器具協会)を通して、中国当局に免除申請中であるため輸出が出来ている。今回の申請の結果が判明するまでは次の募集受付が開始されないため、当社としては、その募集を待っている状況である。(予定では、2012年の9月だったが未だに結論がでない。)</p> <p>(継続)</p>	<p>・中国当局に対して2次募集を早めて頂く対応をお願いしたい。</p>	<p>・ソフトウェア製品管理弁法</p>
	日機輸			<p>・中国現地法人へCD-ROM(データ内容含む)を輸出する際、中国側での輸入規制があり、手続きが複雑である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・ソフト関係の輸入規制の緩和。</p>	
	日機輸			<p>・他国に比べ厳格な通関規制。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 輸入権、貿易権 - 輸出入ライセンス - 税関による対応の格差 - 輸入者への事前連絡等 <p>(継続)</p>	<p>・欧米諸国と同様な通関規制への緩和。</p>	
	日機輸			<p>・10都県以外からの果物、野菜、お茶、及び同加工品、加工食品等の輸入時、日本政府作成の「放射線検査証明書」が必要要件とされながら、書式が決まらないため、輸入できないケースがあり非関税障壁になっている。</p>	<p>・早めに輸入審査用書式を固め、輸入回復を急ぐよう要望したい。</p>	
	JTA			<p>・汎用モータやコネクタケーブル等、中国へ輸入できない部品がある。緊急を要する場合、直ぐに入手できない事があり設備稼働停止に追い込まれる。</p>	<p>・産業重要部品の輸入規制緩和。</p>	
	日機輸	(7)	化学品輸入業務規制	<p>・天津港は2016年8月12日に化学品倉庫爆発事件以来、化学品輸入業務は停止状態となっている。整理整頓を通じ、化学品輸入業務の再開を努力しているが、なかなか再開に踏み込んでいない。</p>	<p>・早めに華北の港経由化学品類業務再開するようお願いしたい。</p>	
	日機輸	(8)	高度技術製品の中国への輸出規制	<p>・一部の設備機器類の中で、日本国より中国に輸出が許可されない製品や機器類が存在する。</p>	<p>・その輸出先(使用先)が適切かどうかなど審査を設ける形で、一律輸出規制をかけないような形を実現してもらいたい。 (例:日本の親会社の中国現地法人や、日本側にマジョリティのある中国合弁会社は認めるなど)</p>	
	日機輸	(9)	強固な輸出入規制	<p>・中国本土客へ機械販売・輸出する時に、前金をもらう事が出来ない。中国側で機械を輸入した事を中国側税関の証明印を受けてからでないと銀行が送金申請を受け付けられないためである。その為、販売代金回収リスクをヘッジ出来ない。また、一部前金をもらう事も同様の理由で出来ないため、限られた客にしか販売できず、拡販が難しい。</p>	<p>・通常のL/C開設が一般的に出来るような体制になって欲しい。 ・全額でなくとも何割かの前金送金出来るような体制になって欲しい。</p>	<p>・中国税関関連法 ・為替管理関連法</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	時計協	(10)	中古機械・設備の輸入規制	・中古機械・設備の輸入規制がある。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。 輸入規制や手続きの緩和、期間短縮。 中国に日本の中古設備に関する輸入規制の緩和又は撤廃を働きかけて欲しい。 中古設備規制の撤廃又は緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入中古機・電製品検査監督管理弁法(2002年12月31日付) 輸入中古機電製品検査監督管理弁法(2002年) 輸入中古機電製品検査監督管理規則(2003年/53号) 検査総局37号令 輸入旧機電産品検査監督管理方法
	日機輸			・中古機械・設備の輸入規制があり、商検局の事前承認手続きに数ヶ月を要し、製造スケジュールに影響を及ぼす。 (継続)		
	フル工自動部品			・中国において、中国のお役所が指定する検査機関船積み前検査を受ける必要があり、まだ十分に活用出来る日本の中古設備を海外に輸出するに支障をきたしている。		
	フル工自動部品			・中古設備の輸入：海外から出荷する前に、事前に中国商検局で登録し、仮検査の必要があるかを確認。仮検査必要の場合、海外での検査合格後に出荷する必要があるため、費用、納期がかかる。		
				(対応)		
				<ul style="list-style-type: none"> 2014年12月31日付で公布された「輸入中古機電製品の検査監督管理調整に関する公告」(2014年第145号)により、中古機電産品事前検査申請が廃止されることになった。 企業が自社用として輸入した生産、研究開発、展示目的の技術水準が高く合理的数量の残存耐用年数が比較的長い中古機電設備を対象に便宜措置が設けられた。 自動輸入許可による管理の下で船積み前の検査が不要な場合、機電製品輸入管理部門に直接申請することが可能。処理期間は5営業日以内 自動輸入許可による管理の下で設備の製造から5年を超えない場合、処理期間は10営業日以内 船積み前検査が必要であるも、申請資料に基づき設備の状態が良好で安全・衛生・環境リスクが低いと判定された場合は、船積み前検査は免除(貨物到着検査のみ) 		
	自動部品	(11)	中古設備輸入の不明確	・中古設備の海外からの輸入は“難しい”と聞くが明確な法規制があるわけでもなく、また、一方で「輸入可能」「年以内の中古設備なら輸入可能」等の噂も聞く。	・輸入不可ならそれでも仕方ないがルールを明確にしてほしい。	
	日鉄連	(12)	インセンティブ付輸入鋼材の国内転売規制	・1994年9月、優遇税制等を利用して輸入した鋼材の転用を防止するため、バーター取引、辺境貿易に対する優遇措置の廃止、外資系企業が自家使用するため輸入した鋼材の国内転売禁止、再輸出用製品を生産するため輸入した鋼材の国内転売禁止、経済特区、開発区、保税区内の建設工事向けに輸入した鋼材の区域外への搬出禁止、等を実施。 (継続)	・制度の緩和・撤廃。	
	日機輸	(13)	日中関係悪化による通関困難	・日中問題に起因した通関業務の複雑化、遅延。 (継続)	・通商を考慮した外交対応。	・国家税関33号公告

経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(14)	関税評価ルールの運用の不合理	<p>中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティを加算する。(ノウハウは輸入部材に関するものではなく完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。)</p> <p>また、「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」第5条1項3号に定める「ライセンス対象の特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された機器及び設備」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。</p> <p>(変更)</p>	<p>国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。</p>	<p>「税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法」(2006年5月1日施行)</p> <p>「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」(2003年7月1日施行)</p>
	日機輸			<p>税関が輸入部材の関税評価について国際通念とは異なる運用をするケースが多く、対応に苦慮している。中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティや商標使用料を加算するというもの。ノウハウや商標の使用は、輸入部材に関するものではなく、完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。</p> <p>また、「税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法」第13条1項3号に定める、「特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された場合」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。</p> <p>さらに、当該法令を根拠にした税関の調査・指導において、会社側が理屈を尽くして説明しても、当局側が十分に理解せず、徴税ありきの姿勢をとる例が多く見られる。</p> <p>(内容・要望ともに変更)</p>	<p>国際標準に従った関税評価ルールを整備してほしい。</p> <p>現行法においても公正な運用を徹底いただきたい。</p>	<p>税関総署令第213号「税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法」(2014年2月1日施行)</p>
	日機輸 自動部品			<p>グループ内の他の中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティを加算するように税関から指示を受けており、当社への波及が心配。ノウハウは輸入部材に関するものではなく完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。</p> <p>(継続)</p>	<p>国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。</p>	<p>「税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法」(2006年5月1日施行)</p> <p>「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」(2003年7月1日施行)</p>
	日機輸			<p>親元からの材料、設備の輸入の際のロイヤルティ、ブランド使用料への関税、罰金の賦課。地域により税関に温度差あり。</p> <p>(継続、要望追加)</p>	<p>国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。</p>	<p>「税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法」(2006年5月1日施行)</p> <p>「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」(2003年7月1日施行)</p>
	日機輸			<p>一部地域の税関で、輸入部材の関税評価について国際通念とは異なる運用をするケースが多い。</p>	<p>国際標準に従った関税評価ルール運用の徹底。</p>	<p>「税関輸出入貨物課税価格審査決定弁法」(2006年5月1日施行)</p> <p>「税関の輸入貨物ライセンス使用料評価規則」(2003年7月1日施行)</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>(対応)</p> <p>・2016年3月24日、中国税関総署は「『中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範』の改正に関する公告」(「20号公告」)を公布した。「中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範」(以下「通関申告書記載作成規範」)の改正。輸出入貨物の荷主(荷受人又は荷送人)による申告の規範化、および輸出入通関申告書の記載要件の統一化を図るものである。このため、中国税関は、今回の改正をもとに輸出入貨物の申告及び監督管理に対する新たな要件を定めた。通関員が「その他の説明」項目を正確に記載してもらうため、「特殊関係の有無の確認」、「(特殊関係による)取引価格への影響の有無の確認」、「ロイヤルティ費用支払いの有無の確認」などの記載項目が追加された。20号公告が、輸入申告においてロイヤルティ支払や「特殊関係」の存在の記載を新たに求めたことで、関税におけるロイヤルティの取扱い、実務運用面において精緻化されつつある。</p> <p>・2017年12月20日、税関総署は、「税関輸出入貨物徵稅管理弁法」を含む23の部門規則に対し改正を行った(当該管理弁法に対しては、通算3回目の改正となる)。また、2018年1月31日、「税関輸出入貨物徵稅管理弁法」に関連する新しい書式を公布した(海關总署公告2018年第15号)。いずれも、施行日は2018年2月1日。</p> <p>中国政府は「簡政放權」(政府機構を簡素化して、権限を地方行政部門等に委譲すること)を重要な業務目標として、税関の作業フローを簡素化すること等により、良好な経営環境を作り出し、貿易の継続的成長を促進する狙い(中国通商関連情報(2018年3月第23回))。</p> <p>・2017年12月26日、中国の税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」を公布し(施行日は2018年2月1日)、貨物が実際に輸出入される前に、輸出入者は、輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、輸入貨物の課税価格の関連要素、評価方法等について、管轄税関に事前裁定を申請することができることとした。</p> <p>また、2018年1月31日、税関総署は「『税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する公告」(以下、「当該公告」という)を公布し(施行日は2018年2月1日)、税関事前裁定制度について、更なる具体化・明確化を図った。</p>		
	日鉄連 日機輸	(15)	関税評価の不透明性	<p>・税関より輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きが散発的にあり、正式な徴税通知で無く一般的に口頭で行われるため、強制力はなくルール違反を問うことは難しいものの輸入者にとり税関対応に大きな負担となっている。</p> <p>(継続)</p> <p>・他社で、輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きがあり、当社への波及が心配。</p> <p>(継続)</p>	<p>・運用の透明化。</p> <p>・運用の透明化。</p>	<p>・非保税輸出入品の課税価格の確定方法に関する税関総署令[2013]211号</p>
	日鉄連	(16)	関税分類の不統一・恣意性	<p>(改善)</p> <p>・2017年12月26日、中国の税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」を公布し(施行日は2018年2月1日)、貨物が実際に輸出入される前に、輸出入者は、輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、輸入貨物の課税価格の関連要素、評価方法等について、管轄税関に事前裁定を申請することができることとした。</p> <p>また、2018年1月31日、税関総署は「『税関事前裁定管理暫定弁法』の関連事項の実施に関する公告」(以下、「当該公告」という)を公布し(施行日は2018年2月1日)、税関事前裁定制度について、更なる具体化・明確化を図った。</p>	<p>・当品種に対する通関コード認定の統一。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日農工			<ul style="list-style-type: none"> ・部品のHSコード(輸出入統計品目番号)によって税率が異なるが、HSコードの分類が多過ぎるのと、解釈が曖昧過ぎて、中国の税関担当者によって判断が異なり、今まで問題無く同じ部品を通関していたのに、税関担当者が代わると突然HSコードが違うと指摘され、説明しても認めてもらえず、罰金を科せられる。 ・悪質な場合は賄賂まで要求してくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・HSコードが税関担当者によって異なる事が無い様にして欲しい。 ・事前に北京の審査機関でHSコードの判定も可能だと言うが、申請するとあえて税率が高い見方を選ばれる不安があり、国際的に不公平が出ないHSコード審査機関を設けて欲しい。 ・事前分類センターの発行する事前分類建議書の有効期間、有効地域を拡大する。現在は対象企業が対象税関にて1年間のみ有効。 ・全国で通用する事前分類決定書の運用を本格的に実施する。現在は実質本制度の運用が行われていない状況。 ・過去に当局が使用を認めたHSコードに関して、別担当者、別地域の当局が異議を唱えた場合に、企業が仲裁を求めることのできる当局機関を設ける。 ・中国内のすべての税関でHSコードの解釈の違いが起こらないようなくみや法整備をお願いしたい。 ・地方税関当局間の判断の違いに起因する通関トラブルに際しては、分類に関する最終判断が下る前であっても、輸出入を認めるようにしていただきたい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・各地方により同一品番の部材・完成品であってもHSコードの判断が異なるケースがあり。判断が難しいケースも確かに存在するために完全な一元化は難しいのは理解するが、企業としては過去に一度認められたHSコードが突然使用できなくなるような事例においては対応に苦慮するため、運用上この問題を打開する仕組みを構築いただきたい。 (継続) 		
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・広州、黄埔税関で輸入通関していた部品を、南沙税関に変更した所、通関でストップになった。 ・南沙税関では担当者毎に、判断基準が違い、度々、通関で止まる事がある。税関へ相談に行っても、担当者の判断だから検査し直すと言われる。 		
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> ・通関地によって当局の判断が異なり、本来不要な関税負担や通関停滞が発生する。例えば、華南地区で来料加工により製造された部品を、一度、中国外に輸出し、上海で再輸入しようとしたところ、両地区税関の関税分類判断の違いにより物流が停滞した。 		
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年12月26日、中国の税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」を公布し(施行日は2018年2月1日)、貨物が実際に輸出入される前に、輸出入者は、輸出入貨物の商品分類、原産地又は原産資格、輸入貨物の課税価格の関連要素、評価方法等について、管轄税関に事前裁定を申請することができることとした。 ・また、2018年1月31日、税関総署は「税関事前裁定管理暫定弁法」の関連事項の実施に関する公告(以下、「当該公告」という)を公布し(施行日は2018年2月1日)、税関事前裁定制度について、更なる具体化・明確化を図った。 		
	日機輸	(17)	輸入通関手続の煩雑・遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域については簡易通関ができないため荷物受取までに時間がかかる。 (継続) ・免税通関の回数が居留証取得後の通関となるため、引き取りに時間がかかる。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国全土での航空簡易通関。 ・通関の迅速化。 	
	日機輸					

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	JEITA			<ul style="list-style-type: none"> すべてのハウス・エアー・ウェイビル(HAWB)の貨物到着がないと、マスター・エアー・ウェイビル(MAWB)単位で輸入通関ができない。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> HAWB単位で貨物が確認されれば、HAWB単位で輸入通関手続きをすることができるようにする。 あるいは、貨物の到着前に輸入通関申請・検査判断・許可をHAWB単位で完了させ、貨物の到着後にHAWB単位に、個数・荷姿を確認、マニフェストと一致しないHAWBのみを空港に留め置き、それ以外の許可のあるHAWBは即時転送可とする。 	中国税関関連法および運用
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 輸入通関手続きに要する時間が長いケースが多々ある。大体3日～7日程度だが、緊急対応が必要な場合には間に合わない。また、1週間以上かかるケースも散見されるが、理由も不明、いつ完了するかも不明のため、対策が出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急の場合の柔軟な通関対応、および通関手続きが遅れる場合は、理由(原因)および見通しを速やかに提示してほしい 	
	JTA			<ul style="list-style-type: none"> 日本からの輸入時、通関検査にかかると材料や修理部品等の荷が届くのが遅れ、生産や設備稼働に支障を来す。場合により、所定の費用を支払えば荷が動く事もあるが、適切な手続きであるのか不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入手続きの簡略化、透明化。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 試作品輸入に関して、決められた書式で対応しているものの入手できるまでの期間がまちまちであり、開発日程に影響を及ぼすことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 通関業務の規定の明確化。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 中国に物品を送付する場合に、中国側税関で物品が長く留まる状況が発生している。現地側で都度税関に直接説明するが、留まる理由が不明瞭なことが多く、恣意的な運用の感を拭えない。急ぎの対応が出来なく困っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国側税関を通過する時間を短縮して欲しい。また、通関業務が止まるときにその理由を明確にして欲しい。 	
	日機輸	(18)	春節前後の輸出入手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> 春節(旧正月)前後に、配達予定日が予測不能に陥る。 (変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 休みに左右されない通関の対応を希望。 	
	日機輸	(19)	不良品の返品の手続の困難	<ul style="list-style-type: none"> 中国製品を輸出後、不良品と費用処理(返品、顧客側の廃棄費用、ロット不良の選別費用)が困難。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きを簡素化して頂きたい。 	
	日機輸	(20)	分公司による通関業務不可	<ul style="list-style-type: none"> 分公司には法人格がないため、商務局への対外貿易届出が行えず、自らの名義で通関業務を行うことができない。分公司は自らの通関専用印を届け出ることでもできないので、総公司名義による通関業務手続きの代行を行うことしかできず、通関の度に煩雑な作業を強いられている。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 分公司名義による対外貿易届出を可能にするなどして、分公司が主体的に通関業務を実施できるような法整備をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国会社法第192条 「税関の通関単位に対する登録登記管理規定」第6条、第8条、第49条ほか
	日機輸	(21)	輸出入申告価格の事後修正不可	<ul style="list-style-type: none"> 国際貿易において、契約価格の事後の変更或いは仮価格での輸出入といった事態があり得るにも拘らず、中国税関は通関手続き完了後の事後修正は不可。 外貨決済において通関証明書が証憑として要求されるため、契約価格を変更せざるを得ない場合、対応する手続きが無い。 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 修正申告に柔軟に対応できる制度。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関法 外貨決済管理条例

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(22)	輸入申告に対する追加記載指示	<p>第三十五条「商品名称、規格サイズ」に「ブランドカテゴリ」、「輸出優遇状況」を追加され、(九)ブランドカテゴリと(十)輸出優遇状況で通関申告の入力必須項目の記入が必要になった。</p> <p>この入力に対し企業が記入を間違った時、統計へ影響を与えたとの理由で罰金リスクが発生する可能性がある。</p> <p>(九)ブランドカテゴリは「ブランド無し」「国内自主ブランド」「国内買収ブランド」「海外ブランド(受注生産)」「海外ブランド(その他)」を選択して記入。</p> <p>(十)輸出優遇状況は「最終目的の国(地区)で優遇関税無し、優遇関税有り、未確定」を選択し入力。</p>	<p>国内、海外の区分に対し台湾と香港企業のブランドが中国国内か海外のブランドにあたるかの問い合わせに対して現状税関から明確な回答がない。</p> <p>輸出優遇について、中国と契約締結した国のみ記入との内容について記入した気が契約締結しているかの確認に対し税関から明確な回答はまだない。</p>	<p>海关总署公告2017年第69号</p>
	日機輸	(23)	一時輸入手続の煩雑・遅延	<p>サンプル品や設備等の一時輸入手続には100%の貨物検査が実施され、約2週間を要するため、製造スケジュールに影響を及ぼす場合がある。</p> <p>(継続)</p>	<p>輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。</p>	<p>中華人民共和国海関法第31条</p> <p>税関より一時的輸出入貨物に対する管理弁法(税関総署令第212号2014年2月1日施行)</p> <p>一時輸出入貨物監督管理の関連事項に関する公告(税関総署公告2007年第48号、2007年8月31日)</p> <p>税関一時輸出入貨物監督管理操作規程(試行)(署監発[2011]244号、2011年7月1日)</p>
	日機輸 日機輸	(24)	輸入製品登録手続の煩雑・遅延	<p>製品登録手続きが煩雑である。</p> <p>(継続)</p> <p>新製品の品目登録の申請時間が長く、出荷LTに影響を及ぼすことがある。</p> <p>(継続)</p>	<p>製品登録更新手続きの廃止。</p> <p>通関の迅速化。</p>	
	日機輸 日機輸	(25)	輸出検査の煩雑・遅延	<p>中国輸出商品検査法に基づき、法定検査の輸出商品は、全部生産完了してから商品検査の申告に行く。商品検査を受けた後、コンテナに詰めて出荷可となる。当社のような出荷量が多い会社にとっては手続きが困難となる。</p> <p>(継続)</p> <p>中国輸出商品検査法に基づく法定検査は、検査目的・内容及び検査にかかる日数が不明瞭なため、納期管理に苦慮している。</p> <p>(継続)</p>	<p>信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにして頂きたい。</p> <p>信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにする。</p>	<p>中華人民共和国輸出入商品検査法</p> <p>輸出入商品検査法</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(26)	税関の通達公布から実施までのリードタイム不足	<p>・税関の通達公布から実施までの期間が短く、実務上対応が困難な場合があり、デリバリー面で問題となることがある。 例:2014年11月20日に北京空港の税関より通達があり、同月24日より、BL・AWB1通に複数のインボイスを記載できたものが、BL・AWB1通にインボイス1通に変更になった。当初、システム操作、連携の問題があり、商品が輸出できず、最終的に翌月に物品の返品処理を実施。 (継続)</p> <p>・税関の新政策は発表から実施までの期間が短く、企業側が短時間で新政策を正しく理解し、適切に対応することは困難である。 例:2017年12月27日、税関総署69号令により、2018年1月1日から輸出入時のブランド種類の申告が義務付けられた。政策の発表(2017年12月27日)から実施開始(2018年1月1日)までの期間が短い。また、ブランド種類として5つの選択項目が設けられているが、政策発表当初、各項目の定義が明確に規定されていなかったため、通関現場に混乱が起きていた。</p>	<p>・税関総署に、新政策について企業側で適切な対応が取れるよう、政策の詳細な解説を行うこと、及び政策発表から実施まで十分な期間を設けることを要望する。</p>	・税関通達
	日機輸	(27)	税関のロイヤルティ調査による企業の対応負担の増加	<p>・近年、ロイヤルティ調査が強化されているが、税関からどのような根拠・基準に基づいて課税の必要性を判断しているかの情報は相変わらず開示されていない。企業の主張及び説明に対して、税関が同意しない場合でも、その理由を明確にせず、企業に主張を立証するように一方的に求められ、負担が大きい。</p>	<p>・税関総署から各地税関に対して、企業の対応負担を減らすため、判断根拠を明確に提示するよう指導して頂きたい。</p>	・税関総署213号令「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」
	日機輸	(28)	地方により異なる税関のロイヤルティ調査に関する解釈不統一	<p>・ロイヤルティ・ブランド料などについて、税関が輸入貨物の申告価格として納税すべきかに関する調査を行う場合、地方税関によってロイヤルティなどが輸入貨物との関連性に関する解釈が不統一または法的な根拠がない状態で課税要請をうけた在華事業場は納税すべきかどうか判断できないままで納税せず得ない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2016年3月24日に中国税関総署は「中国税関輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する公告」(税関総署2016年第20号公告)を公布し、輸入申告においてロイヤルティ支払や「特殊関係」の存在の記載を新たに求めた。これにより、関税におけるロイヤルティの取扱いは、実務運用面において精緻化されつつある。 新たに設けられた記載項目として、例えば、「貿易国(地区)」、「特殊関係確認」、「価格影響確認」、「ロイヤルティ確認」など。 ・2017年3月19日に中国税関総署は「輸出入貨物税関申告書の記入規範の改正に関する公告」税関総署公告2017年13号「ロイヤルティ支払の確認」に関する記載方法を改正。企業にロイヤルティの支払いがあり、かつ、これが貨物の輸入価格に含まれていないが、輸入貨物に関連するかどうかを確認出来ない場合、通関申告書の「貨物に関連するロイヤルティ支払の確認」の設問に対し「YES」としなければならないとして回答要求が明確化された。</p>	<p>・ロイヤルティ税関納税に関して法解釈が明確にしておきたい</p>	
	自動部品	(29)	危険品輸出入規制の強化	<p>・海外への危険品の輸出では、SDS(Safety Data Sheet)やラベルのGHS規制(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)がその国の言語で対応することが広がりつつある。(現在は中国)個別言語と言う点が管理面での工数やコストを増大させるだけでなく、小さな取引先は法整備についていけないために、今後供給対応に不安が出てくる。 (継続、要望一部削除)</p>	<p>・英語版での共通化。</p>	<p>・「危険化学品安全管理条例」第591号令(2011年) ・「化学品安全ラベル作成規定」(GB15258-2009)</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(30)	アンチダンピング 提訴の濫用	<p>・2011年9月8日、商務部は国内ステンレス鋼管企業の申請を受け、日本およびEUから輸入され主に超臨界、超々臨界の発電所ボイラーの過熱器、再熱器に用いられる高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD調査を開始。</p> <p>2012年5月8日、クロの仮決定。</p> <p>2012年11月8日、クロの最終決定 (AD税率9.2% ~ 14.4%・賦課期間2012年11月9日より5年間)</p> <p>2012年12月20日、日本政府は、中国政府に対し、同国が実施したAD調査につき、WTOルール (AD協定) に不整合な点が複数存在しているとして、2013年4月11日、WTO協定に基づく二国間協議を要請。</p> <p>2013年5月24日、日本政府が世界貿易機関 (WTO) に対し、パネル (第1審) での審理を要請。</p> <p>2013年6月13日、日本政府の二回目の申請でWTOがパネル設置 (DS454) を決定。</p> <p>2013年8月30日、欧州連合 (EU) が、WTOに二国間協議を要請。EUが中国に対しパネル設置要請 (DS460)</p> <p>DSB会合開催において、1回目の審議でEUのパネル設置を承認。</p> <p>2015年2月13日、パネル報告書のWTO全加盟国への送付。</p> <p>2015年5月20日、日本政府がWTO上級委員会に上訴。</p> <p>2015年10月14日、WTO上級委員会より報告書を加盟国へ配布。</p> <p>2015年10月28日、DSB会合にてパネル報告書・上級委員会報告書が採択。</p> <p>2016年8月22日、中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置が撤廃。</p>	<p>・WTO AD協定に総合的な調査・措置の実施。</p>	<p>・商務部公告2011年第57号</p> <p>・商務部公告2012年第72号</p> <p>・商務部公告2016年第34号</p>
	日鉄連			<p>(変更)</p> <p>・2013年3月22日、内モンゴル北方重工業集団が、国内産業を代表して日本、EU、米国製の高温高压用合金鋼継目無鋼管を提訴。</p> <p>2013年4月24日、商務部がAD調査を開始する旨、官報告示。</p> <p>2013年12月13日、商務部が日本、EU、米国製の高温高压用合金鋼継目無鋼管に対しAD調査でクロの仮決定。</p> <p>2014年5月9日、商務部がAD調査の最終決定を行い、日本からの調査対象品種の輸入量をnegligibleと認定 (日本に対するAD調査の終了)。</p>		<p>・商務部公告2013年第24号</p>
	日鉄連			<p>(継続)</p> <p>・2015年5月27日、武漢鋼鉄、宝山鋼鉄が国内産業を代表して日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板を提訴。</p> <p>2015年7月23日、商務部がAD調査を開始する旨、官報告示。</p> <p>2016年4月1日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クロの仮決定。</p> <p>2016年7月23日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クロの最終決定。</p>	<p>・日本に対する措置の撤廃。</p>	<p>・商務部公告2015年第23号</p> <p>・商務部公告2016年第10号</p> <p>・商務部公告2016年第33号</p>
				<p>(追加)</p>		

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連 日鉄連			<p>・2015年9月25日、安泰科技股份有限公司が国内産業を代表して日本、米国製のアモルファス合金を提訴。 2015年11月18日、商務部がAD調査を開始する旨、官報告示。 2016年8月18日、商務部が日本、米国製のアモルファス合金に対し、クロの仮決定。 2016年11月18日、商務部が日本、米国製のアモルファス合金に対し、クロの最終決定。 (追加) ・2000年12月18日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課(日本、韓国)。 家電、自動車向けの4アイテムは除外。また、中国外経貿部と別途最低価格承諾協議で合意した企業を除き、日本側8社に対し17～58%、韓国メーカーに対しては4～57%のAD税を賦課。 2006年4月8日、課税継続決定。 2010年10月18日、商務部が2011年4月8日にてAD課税期間が満了する旨公表。課税継続を求める国内企業の申請受付を開始(2011年2月7日までに国内企業の申請が無ければ、措置は4月8日で失効するが、申請を商務部が受理し、調査の結果措置の継続が決定されれば、更に課税期間が延長されることとなる)。 (継続)</p> <p>(対応) ・2016年7月23日、日本、韓国、EU原産の輸入方向性電磁鋼板に対するAD調査でクロの最終決定、AD税賦課を決定(中国通商関連情報2016年度第16回)。 ・2016年8月18日、中国商務部、日本・米国製の鉄基非晶質合金薄帯(リボン)に対するアンチダンピング調査でクロの仮決定。(2016年8月24日付け通商問題デイリーアラート) ・2016年11月7日、中国商務部、2017年中に失効予定のアンチダンピング(AD)措置5件に関する公告を公布(公告第61号)(AD対象国に日本を含む)；影響を受ける国内産業(製造業者・貿易業者等)を対象にサンセットレビュー(AD措置の失効の可否を判断するための調査)の要請を受け付け(各AD措置終了の60日前まで、書面申請による)。(2016年11月9日付け通商問題デイリーアラート) ・2016年11月18日、中国商務部、日本・米国製の鉄基非晶質合金薄帯(リボン)に対するアンチダンピング調査でクロの最終決定(2016年11月18日より5年間AD税賦課)。(2016年11月21日付け通商問題デイリーアラート)) ・2018年4月4日、商務部はアンチダンピング関連の3つの規則を公布した(いずれも施行日は2018年5月4日)。 ・「アンチダンピング及び反補助金調査聴聞会規則」(商務部令2018年第2号)；アンチダンピング及び反補助金の調査・聴聞プロセスを規範化し、アンチダンピング及び反補助金の調査の公平・公正を保障するため ・「アンチダンピング質問状調査規則」(商務部令2018年第3号)；アンチダンピング質問状調査を規範化し、適切な実施を保障するため ・「ダンピング及びダンピングマージン期間再審査規則」(商務部令2018年第4号)；アンチダンピング期間再審査の公平・公正・公開を保障するため。 2002年1月1日施行の「アンチダンピング条例」に関連して、2002年に公布・施行された「アンチダンピング調査聴聞会暫定規則」、「アンチダンピング質問状調査暫定規則」及び「ダンピング及びダンピングマージン期間再審査暫定規則」に取って代わる。</p>	<p>・日本に対する調査措置の撤廃。</p>	<p>・商務部公告2015年第61号 ・商務部公告2016年第42号 ・商務部公告2016年第65号 ・商務部公告2010年第68号(国内企業の申請受付) ・商務部公告2011年第11号(AD措置撤廃)</p>

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連			<p>(改善)</p> <p>・2011年4月8日、商務部がAD措置を撤廃する旨官報告示。規定された期限内に国内産業、国内産業を代表する個人・法人もしくは関係組織からサンセットレビューの申請が無かったこと、商務部も主体的に見直し調査を行わない旨決定したことに鑑み、2回目のサンセット見直しを行わず本措置は撤廃された。</p> <p>(改善記載済み)</p>		
	日鉄連	(31)	高い輸出税の賦課・引上げ	<p>・中国からの原料等の輸出にあたり、輸出税や暫定輸出税率が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。</p> <p>2010年12月2日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、レアアース含有量の高いフェロアロイの一部について、HS細分化と併せて暫定税率を従来の20%から25%に引き上げ。</p> <p>2011年12月14日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表。ネオジムフェロボロンの一部(7202.99.11)を0%から20%に引き上げ。</p> <p>(継続)</p> <p>・2007年6月以降、輸出抑制のため、コークスならびに一部鉄鋼製品を対象に輸出暫定税率の賦課・引上げが行われてきたが、08年後半以降の輸出急減を受けて08年12月、09年7月と段階的に暫定税率の撤廃・引下げが行われた。</p> <p>形鋼8品目(HS)に課されていた5%の暫定税率を2010年1月1日より撤廃。</p>	<p>・原材料に対する輸出抑制策の緩和。</p>	<p>・国務院関税税則委員会関税実施方案的通知</p>
	日鉄連			<p>・2007年6月以降、輸出抑制のため、コークスならびに一部鉄鋼製品を対象に輸出暫定税率の賦課・引上げが行われてきたが、08年後半以降の輸出急減を受けて08年12月、09年7月と段階的に暫定税率の撤廃・引下げが行われた。</p> <p>形鋼8品目(HS)に課されていた5%の暫定税率を2010年1月1日より撤廃。</p>	<p>・安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。</p>	<p>・中国海関輸出入税則2010年版</p>
	日鉄連			<p>(改善)</p> <p>・2012年1月1日、コークスの輸出暫定税率撤廃(2704.0010、40% 0%)。</p> <p>2013年1月より、一部品目について関税撤廃(コークス40% 0%、金属マンガン20% 0%、等)。</p> <p>(改善記載済み)</p>		
	日鉄連 日鉄連			<p>・2015年1月より、石炭(一般炭・原料炭)の税率を10% 3%へ改定。</p> <p>・2016年1月1日、銑鉄(輸出税率)25% 20%</p> <p>2017年1月1日、フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率)25% 20%、20% 15%。(フェロニッケル 20% 0%)。</p> <p>銑鉄、非合金半製品 20% 15%。</p> <p>合金半製品 15% 10%。</p> <p>(追加)</p>		
	日鉄連			<p>・2018年1月1日、フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率)15% 10%。</p> <p>直接還元鉄、鉄又は非合金のインゴット、非合金半製品15% 10%(非合金半製品一部 15% 5%)。</p> <p>非合金棒鋼、非合金線材一部15% 0%。</p> <p>ステンレスインゴット、ステンレス厚板・薄板一部、その他合金インゴット10% 5%。</p>		
	日機輸	(32)	生産工程を複数国で実施する国が異なる製品の原産地判断	<p>・前工程と後工程の異なる商品を海外から輸入する場合に、外装箱もしくはそのラベルに明記されている原産地が、輸入国での原産地決定規則に一致せず通関にトラブルが生じること。原産地決定基準はHSコード基準、付加価値基準等複数存在するため、上記商品の場合に判断基準によっては前工程が原産地になることもあれば、後工程が原産地になることもある状況。なお前工程(の発生した国)と後工程(の発生した国)の両方を外装</p>	<p>・前工程と後工程が異なる商品を海外に出荷する場合は、事前に輸入国における原産地決定基準を理解し正しい原産地を外装箱もしくはそのラベルに明記する。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				箱もしくはそのラベルに明記する方法、あるいは原産地を記載しない方法も存在するが、国や地域によっては(少なくとも中国においては)このような形を認めないケースも存在。 (継続)		
	JEITA	(33)	保税品の廃棄	保税品在庫は、保税のままでの廃棄することができない。 今後転売される見込みのない在庫であっても、廃棄するためには、関税・増値税を支払い輸入通関して内貨にした後で、一般区で廃棄するか、或は、輸送費用を支払い発地に輸出返品し、発地で廃棄する必要がある。いずれにせよ、関税、増値税、輸送費用などの余計なコストと手間が発生する。	輸入通関をすることなく、保税状態のまま廃棄できるようにする。	
	日機輸	(34)	中国輸出管理法(草案)における懸念	2017年6月に公表された輸出管理法(案)は、諸外国の輸出管理制度とは異なり、中国の国家安全及び利益の発展を目的とし、規制品目の策定に際しては、中国製品の市場競争力を考慮するなど、WTOルールに反する考えが示されている。また、レアメタル・レアアース等を戦略物資として輸出規制する考えも示されている。 個別の項目においても、再輸出規制、輸出先への中国当局による立ち入り検査等、中国法の外国への域外適用が定められるほか、中国国内での外国人・外国企業への貨物・技術の移転を輸出とみなす“みなし輸出”規制の導入等が示されており、中国に進出している企業・中国から製品等を輸入している企業への影響が懸念される。 2017年6月に公開された中国輸出管理法(草案)に関連し、2017年12月には貴組合を始め6団体名にて経済産業省へ意見書を付して要請されているが、以下の主要な問題意識を共有するところである。 - 内外への十分な周知と調整、また、段階的な規制導入の必要性。 - 再輸出規制や広汎なみなし輸出規制を始めとし、規制の域外適用などが含まれるが、国際輸出管理レジーム合意に基づき、その原則に即しバランスのとれた制度・運用の必要性。 - 規制リストの制定においては、平和と安全以外に産業振興や通商政策上の要素と思われる国際競争力等、また、中国に差別的な輸出規制を行った国に対して相応の措置を取ることを定める対等原則等、WTO等の通商等に関する国際ルールに即した制度・運用の必要性。 中国輸出管理法について、既に国内関係団体連名にて経済産業省経由で中国政府に意見書が提出されているが、意見書に対する中国政府側の意向が知りたい。 例)みなし輸出規制や再輸出規制については、現地生産工場を活用したビジネスに多大な影響が発生する。	2018年3月にも正式公布されるとの外伝もあるが、WTO加盟国として、また自由貿易をけん引するとの習近平国家主席のコミットメントに反する、利己的な法制度の導入を見送り、諸外国の輸出管理制度とのハーモナイズを図る様、要望する。 左記、問題点の解消を政府レベルにおいて引き続き図っていただきたい。	輸出管理法(案) 2017年6月に商務部より告示
	日機輸			中国輸出管理法について、既に国内関係団体連名にて経済産業省経由で中国政府に意見書が提出されているが、意見書に対する中国政府側の意向が知りたい。 例)みなし輸出規制や再輸出規制については、現地生産工場を活用したビジネスに多大な影響が発生する。	意見書に従った法令見直し。	中国出口管制法
			(対応) 2018年2月14日、日本商工会議所(JCCI)、JEITA、日本機械輸出組合(JMC)等は連名で中国商務部宛てに「中国輸出管理法草案に対する米欧日三極産業団体共同意見書」を提出。 (http://www.jmcti.org/jmchomepage/naigai_seisaku/toushi/pdf/180214.pdf) 2017年11月、日本は、経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等において、中国に対して国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。			

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(35)	暗号法(案)及び商用暗号管理条例	<p>・2017年に国家暗号管理局弁公室(OSCCA)が公表した暗号法の案によれば、商用暗号製品の輸出入に際し、輸出入の許可制度を設け、別途、対象品目のリストを公表することとされている。</p> <p>また、2017年には商用暗号管理条例に関連する告示類の改廃が行われ、暗号製品を生産、販売する際の企業認定は不要となった。しかし、暗号製品の型式認定は依然として必要であることに加え、市場での抜取検査を強化する旨、国務院より通知された。</p> <p>(参考)</p> <p>・商用暗号管理条例は引き続き有効であり、廃止された許認可以外の制度は存続している。例えば、外商投資企業、海外の組織又は個人が海外から暗号製品等を輸入する場合には、依然として、「暗号製品及び暗号技術を含む設備の輸入許可証」を取得する必要がある。</p>	・2000年に各国商工会宛に配布された、いわゆる2000年レターにて約束された「暗号処理を中核機能とするもの」のみを規制対象とする運用を堅持いただきたい。	・暗号法(案) 商用暗号管理条例
	日機輸	(36)	「通関一体化」通関システム変更の情報不足	・2017年7月から中国通関の仕組みが、各地方個別通関から全国一体化通関に変更となった。これまで、HSコードは各地方税関の指示に従い決めていたが、一体化によりその運用変更の内容が不明確などの課題が挙がった。この課題に対して、弊社は中国のECFICの通関WGに参加し、各社情報の共有化と通関当局との直接対話の実現し、不透明であった新プロセスや問い合わせ窓口が明確となった。	・通関制度の変更について、詳細を明確化し開示して頂きたい。	・全国税関の通関一体化改革の推進に関する公告(海関総署公告2017年第25号)
	JEITA	(37)	「通関一体化」制度による通関検査の負担増・遅延	・2017年に上海で導入された「通関一体化」制度により、荷受地で税関申告できるようになったが、浦東空港での抜き取り検査が増えている。検査する職員数も限られており、職員が検査しやすいように、多量の貨物の中から、指定されたHSコードの貨物を全て揃えるよう要求されるなどして、負担の増加、遅延が発生している。	・利用者の利便性が向上するよう、トータルでの制度の見直し。	・保税転関輸送業務の規範化に関する公告(税関総署2017年48号公告)
	日機輸			・税関管理統合のため、2018年1月1日から一体化通関を実施した。主な変更点は商検の場所が蘇州から上海に変わる。PFSSに対して商品検査時間が長くて(三日間)、輸入納期に影響がある。	・手続の簡便化、検査時間の短縮。	
	日機輸	(38)	「通関一体化」における通関手続きの地域差	・2017年7月1日より全中国の税関での通関手続きインテグレーション(通関一体化)を実施しているが、まだHS Code判定とか価額審査における提示書類において、地域による差異がある。	・全中国の通関手続きインテグレーション実施を確かかつ早期に展開するよう要望したい。	・全国税関の通関一体化改革の推進に関する公告(海関総署公告2017年第25号)
	フル工 自動部品	(39)	パソコンの輸入規制	・パソコンはCCC(強制性産品認証管理規程)対象製品。設備に付けて、一緒に輸入することは可能であるが、故障時にパソコンだけを輸入する場合、海外からCCC証明書を出してもらわなければならない。	・パソコンの輸入規制緩和。	・強制性産品認証管理規程
	日機輸	(40)	危険物輸入制限	・青島港、空港ともに危険物の取り扱いが停止されている。従来使用していた倉庫が安全基準を満たしていないため、輸入不可となり上海経由で対応中。空港、港関連に問い合わせるも、再開の兆しなし。	・危険物輸入の早期再開。	
	日機輸	(41)	就業証が365日未満の輸入許可不可	・中国側で就業証が365日未満の場合、輸入許可が下りない。もしくは全量課税での高額関税が課せられる。	・左記の制限を緩和して頂きたい。 ・水準の適正化検討をして頂きたい。	
日機輸	(42)	輸出通関完了通知発行の遅延	・商品輸出に際して輸出通関完了通知の発行が遅れる事が度々発生。通常通関完了通知を受けて外管に増徴税返還の申請を行うが、通知遅れにより返還遅れも発生してしまう状況となっている。	・完了後即時発行へ改善を要望。		

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(43)	部品の無償輸入の価格審査遅延	保証期間中に部品を顧客に無償提供する場合、税関が関税を取るために価格審査が入る。有償輸入の場合は2日間だが、10万元未満の無償輸入の場合は形式的な価格審査になるので最低3日程度、10万元以上の無償輸入の場合は、厳密な価格審査が入るので最低1週間、価格の妥当性について説明を求められると2週間以上必要になる。このように、価格審査に時間がかかりスムーズな通関ができない場合がある。 2018年1月時点 進展なし	価格審査を事後審査にするなど、部品をスムーズに中国国内に入れられるよう通関手続きの迅速化をお願いしたい。	
	日化協	(44)	輸出規制の不備	中国国内では使用しない輸出専用農薬の輸出に対する制度が、現状未整備。	新管理条例の速やかな施行。	
	JEITA	(45)	中国発FLIGHTのSPACE不足による納品遅延	中国発の貨物は増えているが、上海浦東空港から出発する航空機増便を中国政府が許可していない。この影響により、供給対比需要が高く、Flightのspace不足でFlightがOff-loadされ、得意先への納品が遅れることがある。限られた発着枠の中で韓国や日本向けが、余計に割を食っているように感じる。	空港の発着枠の拡大。 空港の運行能力の向上。	
	日機輸	(46)	個人消費の輸入荷物への課税	個人消費の輸入荷物(日本食や日用品等)につき、申告価格1,000円を超過すると、業務通関となり課税対象となることが多い。	個人使用の物に対しては免税扱いをして頂きたい。	
	日農工	(47)	三国間貿易実施時のインボイス価格の開示	中国から第三国へ、国際宅急便などを利用して部品を輸出する三国間貿易の場合、出荷元(A)は販売者(B)に対する請求額でしか売上計上および輸出申告出来ないため、貨物に添付する申告書類(インボイスなど)により、第三国の購入者(C)が販売原価を知ることができてしまう。	健全な三国間貿易を行うために、申告書類が貨物に添付しない状態で第三国に入るか、販売者(B)が新たに差し入れる書類で現地の輸入通関を実施できるようにしてほしい。 中国国内における第三国貿易の会計制度、もしくは国際宅急便の通関制度などを整備・改善頂きたい。	
	製薬協	(48)	関税と移転価格税制の相反	2015年に、移転価格税制の観点から日本親会社から中国子会社への製品の輸出価格を値上げした。それに対し、中国の関税担当官からは値上げ前の輸入価格が過少申告であったとして関税の自主調整(追加納付)を求められた。	関税と移転価格税制は管轄する当局が異なり、内容的にも相反するので、企業に対して異なる要求がなされる傾向にあるが、まずは当局同士で妥協点を見出していきたい。	
日機輸	(49)	中国国内外間でのモノの貸借制限	中国国内外間でのモノ(本件は工具)の貸借に制限が多く、業務に支障をきたしている。在中国現地法人が日本から工具を借りる場合、中国に輸入する方法として、 税金(関税と輸入増値税)を支払って正式に輸入する方式 リース代に税金(関税と輸入増値税)が発生する有償リース方式 一時的に輸入する暫定輸入方式(無税)の3つがある。 の方法は一度中国に入れると日本に返却ができない。中国税関の考えは、正式通関したものは中国の持ち物なので中国から輸出する際は有償売却すべきというものである。過去、～のうちこの方法が最も通関時間が短いので、緊急輸入が必要な際に過去2度この方法を用いたが、いずれも返却する際に在中国現地法人が「日本本社の持ち物を日本本社に販売する」という不可解な取引をせざるを得なかった。	国外からの工具の無償貸与を認めて欲しい。 国外への工具の貸出を認めて欲しい。		

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>の方法は、中国税関からリース代に関して審査が入るが、中国税関から指導された金額でしか通関することができない。例えば、上海税関では新品価格の15%程度が妥当という指導があり、現状この金額でしか輸入することができない。これは、当社の貸与ルールとして定めている償却費＋金利相当というルールからはずれている。当社の貸与ルールは税務的な観点から定められているので、これを大きく逸脱することは日本側で税務リスクを抱えることになる。</p> <p>の暫定輸入方式は無償貸与する際にかつて一般的に取られていた方式だが、2016年以降、現在はほとんど認められることがなくなった。法律が変わったわけでもなく、理由は不明である。また、中国内の工具の海外へ貸出は、認められていないためできない。中国から輸出する際はその名目を申告しなければならないが、「貸出」という名目がそもそも存在しない。2018年1月時点、一部状況が変わった点もあるが、役人の見解変更によって状況が変わったに過ぎない。</p> <p>制度として改善が図られた動きはなく大きな進展はない。</p>		
	日機輸	(50)	不統一な商検	中国客先に機械を搬入した後に、当該地域の商検局審査官が機械の確認に来るが、そのチェック結果が地域のみならず担当官によって大きく違う。その為、その都度個別の対応が必要となり、納期、コスト両面で負担が大きい。	商検の検査を統一し、地域や審査官によって大きな違いが生じないようにして欲しい。	安全認証関連法案と運用
	日化協	(51)	CIQ対象製品の検査遅延	中国国家質量監督検査検疫総局(CIQ: commodity inspection quarantine)対象製品は輸出時の通関に約1週間余分に時間がかかる。	検査時間の短縮。	commodity inspection quarantine
	日機輸	(52)	政治的混乱時期の貿易(通関)への影響	一方の国との間で政治的問題が生じた際に、中国通関にて通関拒否、検査保留などの措置がされて経済活動に影響を及ぼす。		
	日機輸	(53)	中国-コスタリカFTAの原産地証明書申請システムの制限	中国-コスタリカFTAを利用する際、原産地証明書第12欄には、インボイスの日付を記載する必要がある。但し、原産地証明書申請システムにおいて、出港日(Departure Date)以降の日付を選択することができない。そのため、インボイスの日付が出港日以降となる場合(例: FOB条件の第三国発行のインボイスを利用する場合)、原産地証明書のインボイスの日付と実際のインボイスの日付が異なるため、輸入国通関時に利用が認められないことがある。	協定文上、第三国発行のインボイスを利用することが認められているため、国家質量監督検査検疫総局に実務上の問題を考慮し、システムの改善を要望する。	中国-コスタリカFTA
	日機輸	(54)	AEO認証企業に適用する貨物検査率の不明確な基準	法令上、AEO認証企業は比較的低い貨物検査率を適用できると認められているが、その貨物検査率の基準が明確になっていない。基準が明確でない場合、AEO認証企業とそうでない企業の差別化を図りにくい。さらに、貨物検査率が通関リードタイムや貨物ダメージに影響するため、検査率の基準が明確でない場合、企業の通関リードタイム等の予測にも影響する。	AEO認証企業に適用する貨物検査率の基準を明確化することを要望する。	税関総署225号令、AEO認証企業に対する奨励制度に関する備忘録(关于对海关高级认证企业实施联合激励的合作备忘录)
	日機輸	(55)	並行輸入品の増加	インクジェットプリンター本体の並行輸入品が、正規品ビジネスにとって障害となっている。(価格は中国正規品の半額)	品質問題、安全問題の防止および消費者保護の観点から、「並行輸入品に対するCCC認証等の安全規格取得義務付けとその統一運用」を要望する。	

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10 自由貿易地域・経済特区での活動規制	日鉄連	(1)	銀行保証金制度の一律適用	<p>・1999年10月1日、加工貿易に従事する企業の自律的な遵法精神を高め、保税貨物の横流し(密輸)を防止する為に企業をA、B、C、Dに審査区分し、Aを除くB、C区分企業が鉄鋼(電磁鋼板を除く)を含む11の制限品目を保税輸入する際に銀行保証金台帳制度の実転(保証金を積む)を義務付けた。熱・冷・表面処理鋼板が対象で、B、Cに区分された企業の保証金負担は深刻。陳情の末に負担を軽減するべく、保証金半額化、担保差し入れ、EGの除外等が行われた。保証金半額化は2000年5月、EGの除外は2000年7月以降も実施され、2004年も継続。</p> <p>2007年8月23日、銀行保証金台帳制度について東部地区(北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省)と中西部地区での適用に差を設け、中西部地区への加工貿易企業の進出を促すこととした。具体的にはA 類企業制限類について東部で空転実転(50%)、B類企業制限類について中西部で実転(50%) 空転と変更された。</p> <p>2008年12月1日、景気悪化に伴い、キャッシュフローの改善を通じて、加工貿易企業を支援するため、A類企業の制限類は空転(保証金積み立て免除)へと変更された。</p> <p>(継続)</p> <p>・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007年8月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。</p> <p>(継続)</p>	<p>・保証金制度の廃止。</p>	<p>・加工貿易銀行保証金台帳制度の更なる整備に関する意見(国弁発[1999]第35号)</p> <p>・加工貿易貨物に対する監督管理弁法(税関総署令[2004]第113号)</p>
	時計協			<p>(対応)</p> <p>・加工貿易における銀行保証金台帳制度の取り消しの内、「実転」の管理事項に関して、以下の方法により税関事務担保事項に移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業において保証金の納付が必要な場合、金額等については今まで通り「加工貿易制限類商品目録に関する公告」(商務部、税関総署公告[2015]63号)に従って実施する。 - 企業が担保業務の手続きを行う場合には、保証金又は銀行保証状の方法を採用することができる。 - 銀行保証状の方法により担保業務を行う場合は、企業は税関に対し銀行保証状の原本を提出しなければならない。税関は企業に受領証を交付する。銀行保証状の担保期間は手冊についての有効期間終了後80日間とする。 - 保証金の方法により担保業務を行う場合は、企業は税関が発行した「税関支払通知書」に基づき、人民元により保証金を納付し、税関が指定する代理収納口座に納付しなければならない。着金後、税関は企業に対し「税関保証金専用受領証」を発行する。 - 手冊の照合が完了した後、企業は税関に対して担保の返還手続きを行うことができるものとし、銀行保証状の場合には、企業はその受領証により銀行保証状の返還手続きを行い、保証金の場合には、企業は「税関支払通知書」番号、「税関保証金専用受領証」及び企業の財務専用印を捺印した合法的な受領証により、税関の財務部門で保証金の返還手続きを行わなければならない。 		<p>・海関総署公告2007年第44号(2007年7月23日付発布)</p>
	日鉄連	(2)	加工貿易制限の強化	<p>・2015年11月25日、商務部が貿易の安定成長を維持し、輸出入商品の構造調整を図るため、加工貿易制限類目録の調整を公告。税関は、企業の信用状況に基づき、高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業の認定を行う。</p> <p>(継続)</p>	<p>・規制の撤廃。</p>	<p>・商務部税関総署公告2015年第63号</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	日鉄連	(3)	加工貿易における保稅措置の撤廃	・2014年7月2日、財政部稅關總署が78品目の鉄鋼製品に対する保稅措置の撤廃を公告。 2014年8月28日、実施につき、保稅政策の移行期間が2014年末まで延長され、2015年1月1日より廃止。 (繼續)	・保稅措置の延長。	
	日機輸	(4)	保稅区の搬入・搬出手続の遅延	・24時間体制で稼働している顧客へ、緊急で保稅パーツを提供する場合があります。日本から急ぎ輸入しても、保稅区での在庫登録に時間がかかり、即時に顧客へパーツ供給サービスを行うことができない。 上海綜合保稅区など入出庫の柔軟性で改善のみられる地域もあるが、管轄地域毎で対応力に大きな差がみられる。ビジネスの地域拡張を考えたも全国的レベルではまだまだ改善の余地は大きいと感じる。 現在も進展なし。(2018年1月時点) (繼續)	・保稅区(倉庫)での在庫登録を、貨物出庫後にして頂きたい。	
	日機輸	(5)	過度に厳格な保稅対象材料の損耗基準	・保稅対象樹脂材料の損耗に対する許容率が低過ぎる(3%以内)。実際の加工では10%前後が妥当。加工時の損耗が税負担となっている。 (繼續)	・許容率の向上。	
	日機輸	(6)	保稅加工貿易(手冊、保稅部材)の管理ルール在全国不統一	・保稅加工貿易(手冊、保稅部材)に関して、複数のポイントにおいて全国にて運用ルールがまちまちであり、長期的にその運用の違いを一元化していくことを多国籍企業として希望する。 例 手冊クローズ時のプラスの差異、マイナスの差異に対しての納稅の考え方の違い。両方の差異見合いの納稅を求められるケースもあれば、マイナスの差異のみの納稅を求められるケースもあり。 例 手冊申請後消込前の通關への単耗(部材使用量)情報の修正申告の違い。電子帳冊を使用しても認められないところもあれば、電子手冊でも認められるケース有など。 例 轉廠(保稅部材の国内移動)における国内調達部材の増値稅控除。認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあり。 (繼續)	・稅關内部にて各地方稅關の保稅加工貿易に関しての管理ルールを統一するプロジェクトもしくは監査制度を推進する。	
	日機輸	(7)	輸出加工区域からの廃棄資産搬出手続の煩雑	・資産の廃棄において、輸出加工区域から搬出の際、稅關手続き上、購入時の發票が要求される。過去に購入した古い資産の發票を準備する際に多大な工数がかっている。 (繼續)	・發票でのチェックではなく、會計帳簿や會計システムからのデータでのチェックに変更することによる運用の簡素化。	
	JEITA	(8)	保稅轉送通關(轉關)手続き規制	・區區流轉のように通關上の制約が撤廃されつつあり、非保稅トラックの利用、夜間の轉送、通關回数の削減などが実現できつつある。 しかしながら、例えば無錫EPZから上海FTZのような異なる稅關支所間の保稅輸送は、稅關システムの連動ができず実質的に制度が使えない状況となっている。 (変更)	・中国内での各支所間での稅關システムの連携の実現。もしくは、保稅轉送の審査・制約そのものの撤廃し、保稅輸送の申請・許可を簡素化する。 ・24時間、非保稅トラックでの保稅轉送を実現する。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	日機輸			・保税倉庫間の転送は双方の保税区の管理者に1点1点パーツ転送を事前申請する必要がある。双方の情報が一致して初めて転送許可があるが、場合によっては部品の詳細説明、転送理由などを聞かれることもあり、中国各地に設定されている保税区間の部品の転送手続きが煩雑である。保税区間の転送をするよりも、一度香港などに輸出して再輸入した方が早い。 2018年1月時点 進展なし	・保税区間の部品転送手続きを簡素化して欲しい。	
	日機輸	(9)	保税区における保税取引の不明確	・保税区企業による他の保税区域における保税取引につき、法律と実際の運用に乖離があり、どこの保税区域でも保税取引ができることを法律上明確にして欲しい。	・保税区企業が他の保税区において分公司を設立し、当該分公司での保税取引を可能にするなど、一つの企業において複数の保税区での取引が可能にできるような仕組みを設けていただきたい。	・保税区税関監督管理弁法
	時計協	(10)	保税区における外国企業への増値税賦課	・外国企業に保税倉庫物流サービスにかかる増値税(倉庫サービス: 6%、国内輸送: 11%)を転嫁している。 (継続、要望追加)	・保税区域に於ける外国企業への増値税撤廃。	
	日機輸	(11)	営業範囲品目追加手続の煩雑	・上海自由貿易試験区におけるネガティブリストがあるが、試験区内企業が営業範囲を追加をする際の申請手続きが煩雑。 (継続)	・手続きを簡素化していただきたい。 (例: ネガティブリスト以外は経営可能、など)	
	日機輸	(12)	自由貿易試験区における自社増値税インボイスの発行不可	・上海自由貿易試験区における企業の増値税インボイスについて、自社で発行できない。自由貿易試験区に指定された会社で発効後、バイク便で正本を会社へ送付しなければならない。 (継続)	・取引規模拡大により、増値税インボイス発行の件数と頻度が増えてきたため、自社で増値税インボイスを発行できるようにしてほしい。	
	日機輸	(13)	自由貿易試験区における輸出入手続き	・上海自由貿易試験区にしているいろいろな便利施策があると聞いているが、自由貿易試験区における貿易企業にとって、簡易簡素化された実感がない。	・企業に対して確実な便宜を提供してほしい。 ・輸出入手続きの簡素化。	
11 利益回収	日機輸	(1)	役務対価・ロイヤルティ等非貿易取引の対価の海外送金制限	・技術ロイヤルティを中心とした中国外への非貿易送金に関しては、複数の関連当局の許可事項となっており、商務局、著作権局、商標局、知識産権局の許可、ならびに銀行による送金許可など手続きがあり、非常に煩雑となっている。 (変更、要望追加)	・非貿易海外送金(特に技術ロイヤルティ契約に基づくロイヤルティ使用料)に関連する手続の簡素化。 ・各制度間の関連性を明確化して頂きたい。 ・正式な移転価格の調査において指摘すべき事項であり、個別の送金を停止するような運用は避けていただきたい。	・商標法第40条3項 ・技術導入契約管理条例、他
	日機輸			・現地子会社に対する技術ライセンスのロイヤルティについて、税務局が日本への送金を認めないことがある。中国では500万ドル以上の送金の場合、税務当局に行って源泉税、営業税を支払ったことを追認する印を取得し、更に外貨管理局で送金許可をとる必要がある。 税金を払っているにもかかわらず税務当局が印を押してくれず、ブランド使用料、役務費、ロイヤルティ等について約17億円の送金が2年間とまった事例あり(無錫)。当該子会社が赤字で、移転価格上、多額のロイヤルティ送金は認めないとの立場。 (継続)		
	自動部品			・中国外へ非貿易送金に関し、複数の関連当局の許可事項となっており、また銀行による送金許可など手続きがあり、過剰な登録事務要請である。また、送金金額規制もあり、事務手続きが悪化。	・ルールの簡素化。 ・規制の撤廃。	

經由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11	日機輸	(2)	政府によるロイヤルティ率引下げ要求	<p>・ロイヤルティ料率について、商務局から呼び出しを受け、料率の低減を求められる。特段合理的な理由も(当事会社としては)感じられないし、自由輸入技術の場合は技術援助契約の審査制はなくなった(登録制に移行した)にも係わらず、結果的に料率を変更させられた例はないが、当局交渉に時間がかかり、支払時期が遅延。</p> <p>(継続)</p> <p>・クロスボーダーにおけるロイヤルティ取引に関し、中国商務局から技術の陳腐化に伴うロイヤルティ料率の低下要求があり、場合によっては支払いが制限される可能性がある。(相手が日本の場合、陳腐化によるロイヤルティ料率の低下は受入れられない可能性が高い。)</p>	<p>・審査認可を必要としない技術輸入に関しては、法令通り運用していただき、事実上の審査を行うことは避けていただきたい。</p> <p>・国家間でのロイヤルティ料率設定の考え方の統一。</p>	・技術輸出入管理条例第17条
	フル工 自動部品	(3)	中国国外への人民元資金貸付規制	<p>・2016年11月、中国人民銀行は、「域内企業の人民元域外貸付業務をさらに明確化することに関する通達(銀行発[2016]306号文)」を発表し、12月から正式発効した。さらに2017年1月にかけて各銀行への各種口頭指導を実施した。これにより中国国外への資金貸付業務等が大きく制限され、実質的に国外貸付が非常に困難な状況になっている。</p>	<p>・背景として中国から国外への資金流出や、外貨準備高の減少等に歯止めをかけたいため、規制緩和に向けた柔軟な対応を要望する。</p>	
12 為替管理	日機輸	(1)	海外送金規制の厳格・手続煩雑	<p>・5万ドル以上の非貿易(コンサル費)の支払は税務局に備案後送金できず、送金後の監査対応は、監査書類が明確にされていないため平日準備できず、監査される際の対応が困難。</p> <p>(継続)</p> <p>・海外への仕入支払について、外貨管理局の指導により銀行へのエビデンスの提出資料が増加し、送金準備に大きな労力が必要となっている。また、銀行でのチェックに時間がかかり、着金が遅れるなどビジネスにも支障が出ている。</p> <p>最近では虚偽による外貨送金に対して規制が強化されているが、ビジネス実態のある外貨送金にまで影響が出ている。</p> <p>また、通常の輸入取引に関しても、通関証明でのチェックが強化され、得意先からの通関番号の入手等事務負担が顕著に増加している。</p> <p>(追加)</p> <p>・中国政府の資本流出の抑制政策により、海外送金の規制が強化され、税務備案手続きが複雑となった。備案の提出から認許までに時間を要し、支払が遅延することとなる。特に日本への立替給与の送金がとても厳しくなり、今後送金できないリスクがある。</p> <p>・海外での現地調査活動などの業務委託に対して、対価を予算ベースで支払って年度終了後に実績ベースでプラスマイナスを補正している。中国・ブラジル等では支払不足の場合は追加で日本円を送金できるが、支払過剰の場合は現地通貨を日本に送金できず、翌々年度の予算で調整となる。</p> <p>・5万ドル以上の非貿易費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きがあり、規制回避/支払期日遵守のための時間やコストを要し、業務効率を大きく下げている要因となっている。</p> <p>例:税金を払ってからでないと送金できない。</p>	<p>・平日準備のため監査項目とサポート資料を明確してほしい。</p> <p>・外貨送金手続きの明確化と簡素化の実行。</p>	<p>・サービス貿易に係わる外貨管理法規(匯発[2013]40号)</p> <p>・外貨管理条例</p>
	JEITA			<p>・規制緩和、手続きの簡略化をお願いしたい。</p>		
	日機輸			<p>・外貨送金がきわめて困難のため、送金の規制を緩和してほしい。</p>		
	化繊協会			<p>・規制の緩和と手続きの簡略化。</p>		
	自動部品					

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日農工			・現地法人より親会社に正当に支払われるべき対価であっても全般的に送金が困難である。開発費用など無形の成果物に対するロイヤリティ、PEIに該当しない親会社よりの応援人員経費、更には出向者への支払給与の立替分まで送金困難で、これらの金銭的負担が結果的に親会社の利益をも圧迫している。	・標準的な国際貿易ルールに準拠すると共に、地域差や担当官員による見解の相違を無くす。	・外貨管理規制
	日機輸			・核銷制度が廃止され従来より簡便化されつつあるが、依然、総量規制等の縛りが強い。また非貿易項目の外貨送金では送金目的により要求資料が多く、且つ実務上対応が非常に困難なものも残る為、手探りででの運営となっている。	・外貨入金・送金の自由化。	・貨物貿易外貨管理制度改革の公告 ・貨物貿易外貨管理法規に関する問題の通知
	日機輸	(2)	貿易取引決済における通関時照合等の煩雑・厳格手続き	・2012年8月1日以降、貿易取引決済は、規制緩和。しかし依然として通関時の照合等の手続きが厳格かつ煩雑である。かつ最近では更に手続き煩雑化傾向。 (継続)	・規制緩和。 ・手続きの簡素化。	
	日機輸	(3)	人民元転や立替払い費用の外貨送金の煩雑手続き	・国家外貨管理局によるクロスボーダー人民元建て受払い、外貨支払・受取規制について、緩和されつつあるものの、依然として、人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きなどにより不便を強いられている。 外貨管理上、クロスボーダーの相殺の可否が不透明である。 (内容・要望ともに追加) ・人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きがあり、規制回避/支払期日遵守のための時間やコストを要し、業務効率を大きく下げる要因となっている。 例：税金を払ってからでないと送金できない。 (継続)	・外資企業に対する送金の原則自由化と手続きの簡素化を強く要望する。 ・クロスボーダー相殺の自由化また禁止・制限される場合は、その要件の明確化をお願いしたい。 ・規制の緩和と手続きの簡略化。	・外貨管理条例 ・直接投資外貨管理をさらに簡素化することに関する問題についての通知(2011年11月23日、国家外貨管理局) ・外貨管理条例 ・中国人民銀行上海分行「上海市銀行同業公会への回答」 ・直接投資に係る外資管理政策のさらなる改善・調整に関する通知(2012年、国家外貨管理局) ・外国為替管理条例、等 ・外貨管理条例第四十条
	フル工 自動部品			・人民元で海外企業の費用を立て替え、海外企業から立替金を受領する場合、原則的に人民元でしか受領できない。中国内の企業が海外企業に立替金を払う場合、提出しなければならない書類(証明書等)が多い。	・規制の緩和。 ・手続きの簡便化。	
	JEITA	(4)	人民元転や立替払い費用の回収困難	・中国内の企業が外国企業のために人民元で立て替えた費用を外貨で回収することができない。取引契約を締結した上で、サービスフィー等の名目で回収する場合は、別途営業税が課税されることになってしまう。 (継続) ・外国取引先を協力する立替金の回収は難しい。 例：お客様から新規部品の依頼開発に、お客様の専用金型の立替金を回収する時に、銀行は輸出申告書の提供を要求される。但し、部材を製造するために金型を国内に使用が必要のため輸出申告書がない。	・人民元立替の外貨建請求の容認。 ・規制を緩和して双方の契約だけを提供する。	
	日機輸					

經由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日機輸	(5)	中国顧客からの外貨送金や信用状の開設難	中国のお客様からの外貨送金や信用状の開設がスムーズに行われなくなった。(お客様と外貨管理局?との手続きが煩雑で時間がかかる)	契約書に基づいて、円滑に送金・信用状開設ができるようにしてほしい。	
	フル工 自動部品	(6)	非貿易送金(5万ドル以上)の納税証明書の銀行への提出	5万ドル以上の非貿易送金は銀行に納税証明を提出しなければならない。	規制の緩和。 手続きの簡便化。	国家税務局、国家外貨管理局による服務貿易対外支払の公告
	日機輸	(7)	日本払給与の送金困難	「サービス貿易に係わる外貨管理法規」(匯発[2013]30号)、「サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告」[2013]40号の施行(2013年9月1日)により、日本払給与の事前備案がなかなか受理されず送金が困難になっている。	法規発表前、運用ルールの整備が必要。	サービス貿易に係わる外貨管理法規(匯発[2013]30号) サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告([2013]40号)
	日機輸			日本で採用された中国国籍社員については、中国で勤務する際に中国人民元で給与を支払うように指導され、日本の銀行口座に日本円で立替払いした場合には送金することができない。	通達等はなく突然変更されたものであり、不透明な運用をしないでほしい。	
	日機輸	(8)	債務・債権の相殺の困難	親子会社間でさえも債権債務の相殺が認められておらず、送金手数料等の費用が発生することとなる。 (継続)	規制緩和により、親子会社間での相殺処理ができるよう要望したい。	
	日機輸	(9)	海外からの送金における90日ルール	中国から成果物の輸出後90日以内に対価の入金がないと、その後の海外からの送金が極めて煩雑になる。日本の会社で標準支払いサイトが90日あるいはそれ以上の会社があり、取引に困難をきたす。 (一部削除)	90日ルールの緩和または撤廃。	貿易信託登記管理(延期收款部分)操作指引
	日機輸	(10)	為替予約の5日ルール	人民元売り・外貨買の為替予約を行う場合、5日ルール(外貨買い後5日以内に送金実施)があり、為替リスクヘッジを妨げる要因であるため、見直して戴く。		
	日機輸	(11)	クロスボーダー担保制度	中国内取引に対するクロスボーダーでの担保(外保内貸)について、融資性債権に対するものに限定されているため、通常の売買取引等におけるクロスボーダー担保が認められない。	中国内の非融資性債権に対するクロスボーダー担保の自由化をお願いしたい。	「クロスボーダー保証外貨管理規定」公布に関する通知([2014]29号 国家外貨管理局)
	日機輸	(12)	三国間貿易の決済手続き厳格化	三国間貿易の決済に係る必要エビデンスが厳格化され、B/L原本の提出が必須となった。Air Waybillでの対応もできなくなり空輸での三国間取引が不可能になるなど、貿易取引における大きな障害となっている。	従前どおり、B/L、Air Waybillについては公章押印済のコピーでも決済可能としていただきたい。	匯総発[2016]103号「国家外貨管理局総局より銀行外貨業務規則違反事例についての通報」 口頭指導
	JPETA			三国間貿易の代金決済におけるエビデンスの厳格化等銀行向けの口頭指導による規制が強化され、対応に苦慮している。	口頭指導という形での規制ではなく、法律・規則に基づき、書面、且つ、企業に十分な準備期間を与えたうえでの政策発表をしてほしい。	
	日機輸			中国政府クロスボーダー資金流動によるリスクを防ぐため、三国間貿易収支管理強化。	通常三国間貿易の取引はやりにくくなり、簡素化してほしい。	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13 金融	日機輸	(1)	金融引締措置実施の不透明	・金融機関に対する通達・口頭指導等により、貸付総量規制が行われる。 (継続)	・金融自由化。	・諸通達
	日機輸	(2)	中国金融機関の国内融資規制	・一銀行からの一会社グループ、一会社に対する貸出、与信規制が存在。 ・預貸比率管理が強化。 ・短期外債枠削減。 (継続)	・不動産や投機行為に対する規制は必要だが、事業会社に対する規制を緩和して欲しい。	・銀行法、等
	日機輸	(3)	短期対外債務の延期・ロールオーバーの不利	・短期運転資金に関し、中国銀行業監督管理委員会(銀監会:CBRC)指導に基づきロールオーバー不可となっている。資金調達環境は柔軟性が欠けている。 (内容・要望ともに変更)	・当該指導の見直しを要請する。または当該指導を撤回してほしい。	
	JPETA	(4)	厳格な運転資金借入要件	・金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっているが、売掛金回収遅延が常態化している中国においてこのような制度では資金を回すことが困難。 (継続)	・制度を諸外国並みに緩和してほしい。	
	日機輸	(5)	進出企業の海外資金調達規制	・投資差等で枠が縛られているため、また、当局の金融コントロールにより、必要な資金が調達できないリスクがある。 (継続)	・外貨管理規制の一層の緩和。 ・投資差の縛りの廃止。	・外貨管理弁法2003第28号 ・国家外貨管理局通知
	日機輸	(6)	グループ金融における最適金利設定の困難	・グループ金融会社(財務公司)が直接行うグループ金融において、グループ最適の金利設定ができない。 (継続)	・金利自由化(預金)。	・人民元金利管理規程
	日機輸	(7)	銀行融資及び株式市場からの資金調達の困難	・これまでグループ金融会社(財務公司)から融資を受けてきたが、今後、同様の融資を受けることが難しくなる可能性がある。銀行からの融資や株式市場からの資金調達は規制が厳しく可能性が低いことに加え、制度も不備である。 (継続)	・外資企業向け環境の改善(規制緩和)。 ・外資系企業が株式市場に上場できるよう制度を整備していただきたい。	
	日機輸	(8)	外貨兌換枠の撤廃または拡大	・個人の外貨から人民元への両替について5万ドル/年の兌換枠が過去10年以上変更されておらず、本社派遣の留学生等が兌換枠不足のため、銀行經由外管局への兌換枠拡大の個別申請を余儀なくされている。	・兌換枠の廃止または、中国の物価/給与水準の上昇に合わせた枠の拡大を希望する。	
	日機輸	(9)	人民元建て域外貸付の規制	・人民元建ての域外貸付において、最低預け入れ期間・貸付期限(6ヶ月)、ロールオーバー回数(1回のみ)、貸付先での外貨転の禁止といった制約がつけられている。 中国各地の国家外貨管理局(SAFE)によって、承認の基準にばらつきがあり、全国一律の運用となっていない。 ・国外貸付への規制強化。当社中国内資金のグローバル活用のための他地域財務拠点への貸付が実質的に困難な状況になった。	・域外貸付の規制撤廃して頂きたい。 ・各地の国家外貨管理局の運用・承認基準の統一を図って頂きたい。	・人民銀行 銀発306号
	日機輸		厳格な外貨管理規制	・アグリ業務を進めるために海外会社或は親会社に立替業務を行う際、中国外貨管理規制の制限があり、実務上には立替業務を断るのが普通だ。結局、ある程度には自社の業務発展の妨げになると思う。	・資金の国外貸付自由化。	・中国人民銀行通達(2016年306号分)
日機輸	(10)	厳格な外貨管理規制	・アグリ業務を進めるために海外会社或は親会社に立替業務を行う際、中国外貨管理規制の制限があり、実務上には立替業務を断るのが普通だ。結局、ある程度には自社の業務発展の妨げになると思う。	・外貨管理規定に立替業務に対する金額枠と必要な証明資料を明確していただきたい。		

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	日機輸	(11)	外貨管理関連法令解釈等の地域差	・外貨管理に関わる法令解釈等の地域差が大きく、特に人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一化されることを望む。	・外貨管理関連法令解釈等の地域差の撤廃。	
	日機輸	(12)	グループファイナンスの未定義	・現行規定上、銀行から借りた資金(或いは社債発行で調達した資金)を同じ金利条件で同企業グループに属している会社へ転貸する場合のみ、増値税が免税扱いとなる。しかし、「グループ」の定義に対する各地税務局の見解が不明瞭。	・グループ企業間の財務・資金運用を円滑に行えるため、「グループ」の定義と見解を統一してほしい。	
	日機輸	(13)	金融関連ルールの突然の変更	・金融情勢の変化に応じて金融関連ルールの変更が頻発し、且つ唐突に実施され、資金決済等の実務に重大な支障をきたしている。	・金融関連ルール変更に当たっては、公布から施行まで十分な猶予期間を設定願いたい。	
14 税制	時計協	(1)	高率の消費税賦課による競争力の低下	・2006年4月よりCIF RMB10,000以上の商品に対して20%の消費税がかけられるようになった。 (継続)	・消費税の削減。	・関税規則、条例
	JPETA	(2)	増値税の不還付・遅延	・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税 > 仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税区内でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。 (継続)	・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。	・財税[2012]39号
	日機輸			・中国国内貿易会社(上海自由貿易試験区企業) 経由、中国サプライヤー名義で輸出通関後、直接港から海外へ輸出したが、外貨が中国企業からの支払となるため、中国サプライヤーは増値税の還付を受けられない(昆山、無錫、大連など。) 外貨制度は緩和されているが税制にリンクしていない。また、地方税務局により見解が違うため、企業は新制度を十分に享受できない。 (継続)	・新制度を明確にして頂きたい。	
	日機輸			・原則は「輸出免税」であるべきだが、輸出の際に増値税が全額還付されないため、コスト認識せざるを得ない。 (当社製品の場合、17%の増値税に対し、還付率は13%)	・輸出増値税については全額還付として欲しい。	
	日製紙			・中国の増値税(付加価値税)は、中国独自の取扱ルールが設定されているため、日本の消費税が全額100%還付されるのに対し、中国では輸出品目によって還付される還付率が設定され、輸出増値税還付が一部しか受けられない。また厳格な手続きの簡便化が望まれる。	・国外輸出売上時に回収できない増値税は100%還付して頂きたい。	
日鉄連	(3)	増値税還付率の不安定・変更	・2006年9月以降、輸出急増に伴う海外との貿易摩擦回避のために、鉄鋼製品に対する輸出増値税の還付率が段階的に引き下げられてきたが、2008年後半以降は世界的な需要低迷により輸出が急減。輸出奨励の観点からこれまでの方針を一転させ、段階的に還付率引上げを実施。2010年6月22日、財政部は鉄鋼製品48品目(HS)で還付率(従来9%)の撤廃を発表、7月15日より実施。省エネ・排出削減に向けて、資源・エネルギー消費の多い製品の輸出抑制を図る方針の一環。	・安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避	・財政部 関于取消部分商品退税的通知(財税[2010]57号)	

經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日鉄連			2013年1月1日、増値税還付率の一部拡大(9% 13%:旧コード:722790から細分し新設した7227.9010、7227.9090が対象)。 (継続) 2015年1月1日、ポロン添加合金鋼を対象にした増値税還付制度が廃止された。但し、合金鋼鋼板類については、制度が存続。 (継続)		
	日機輸	(4)	輸出増値税の還付率	輸出入時に適用するHSコードにより、関税率・増値税還付率が決定されるが、HSコードの決定については、最終的に各地の税関が最終決定権を持っているものの、税関という組織ではなく担当者個人が大きな権限を持っていることが多い。法律の変更ではなく、担当の変更などにより、HSコードの変更を通告されることがある。	担当個人ではなく、税関の組織としての動きにして欲しい。	関税法
	日機輸	(5)	輸入設備の増値税還付手続の煩雑	輸入した設備の増値税は基本還付請求可能となっているが、売上付加価値部分の範囲でのみ還付される。しかし、前工程に対する設備投資を行った場合、売上が増加しないことから還付期間が長期(5年程度)に及ぶ。 (継続)	通常の物品輸出入と輸入設備を分割してほしい。かつ、基本、増値税の還付は一括処理してほしい。	
	日機輸	(6)	輸入増値税の計算方法改定	輸入増値税の算出方法が、「実際輸入額」から「輸出金額×率(過去の実績から算出)」に変更された(2013年8月~)。業務効率化等の観点から、算出方法変更ならびにそれに伴うシステム化の趣旨は理解できるが、過去分の清算も一律平均で行わざるを得ず、多額の追加納付額が発生している。	一律にシステム化を図ることは構わないが、各社の事情も踏まえた、もう少しフレキシブルなシステムにして頂きたい。	輸出貨物労務増値税 消費税管理弁法
	JPETA	(7)	保税區企業の増値税の仕入税額控除の限定	保税區企業においては人民元建て調達した材料・資材及びその他費用支払い時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税區(自貿区)に進出するメリットがない。 (継続)	日本と同様、未収増値税は確定申告により、還付を受けられるようにしてほしい。	
	日機輸	(8)	みなし課税の適用	移転価格課税と称して、企業の実態に合わないみなし利益率による課税が実施されている。また、二重課税を救済する為の相互協議が機能していない。 (変更)	企業実態にあった利益率での課税を行うように改めてほしい。	
	日機輸	(9)	日中二国間のAPA制度の不活用	移転価格税制におけるAPA(事前協議)が、制度はあるものの、実態として進んでいない。 (継続)	税制の国際標準化。	
	日機輸	(10)	煩雑なAPA(事前確認制度)申請手続き	中国における日中二国間APAの申請先は市及び自治州以上の税務機関が受理することとなっている。複数の確認対象法人が一つのAPAに含まれる場合には、国家税務総局(SAT)が主体的に関与し、支援、指揮を行うこととしているが、実際には統一見解が得られるまでに長期間にわたる調整が必要となり、その間APAの申請自体ができない状況となる。	二国間APAが両国間の権威ある当局同士の交渉であることを考慮し、APA窓口の一本化、もしくはSATにより積極かつ主体的に調整を行って頂きたい。 APA申請期間中は地方当局による移転価格税務調査を停止し、APA審査を優先するような手当をして頂きたい。	企業所得税法42条、同実施条例113条、税収徴収管理法実施細則53条

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	製薬協	(11)	移転価格事前確認制度(APA)の申請	中国子会社との取引について日中バイラテラルAPAを申請しているが、従来より中国側で受理されずに相互協議が始まっていない。加えて、中国側のAPA申請ステップが変更になったことで正式申請受理までのハードルがさらに上がった。その上、日本側では相手国で受理されない場合には申請を取り下げるようルールが改正された。これらにより日中バイラテラルAPAの申請およびその後の活用がより困難になっている。	中国への投資が税制面の問題で妨げられないように、日中双方の当局に対して交渉のテーブルについていただけるように申請要件を緩和していただきたい。	
	自動部品	(12)	移転価格調査の恣意的実施及び地域格差	独自解釈に基づく移転価格税制の徴税あり。また、地域によりその指摘内容や基準に同一性が欠ける。	同一基準に従った適正な税務調査の実効。	
	JEITA	(13)	BEPS対応による移転価格税文書化義務の強化・手続き	OECDが取りまとめているBEPS対応により、移転価格税制への対応が大きく変化している。マスターファイルや国別報告など具備資料の増加や移転価格文書(従来の同期文書)の更なる情報開示など、企業負担の増加が顕著である。 (継続)	二重課税解消をより円滑に実施してもらえるような制限や義務の制定。	
	日機輸	(14)	中国独自の税制	外国法人に対する特別税制が多く、移転価格税制、繰延欠損金制度などは欧米諸国での一般的な税制と異なる。移転価格では、一定の利益水準を求められる(みなし利益率課税)。 (内容・要望ともに追加)	法整備と法に基づいた公正な税務調査の実施。 グローバルスタンダードに近い税制運用。 日中二国間での取り決め、統一化。	企業所得税法
	日機輸	(15)	税法の解釈・制度運用の恣意性	税法の解釈が安定しない。担当者によって、頻繁に判断が変更される。税法以外の個別通達が多く、税務局員ですら、最新通達を認識していないこともある。 (継続)	税法実施の統一。	
	日機輸		一部地域においては、もっぱら中国外で役務提供される貿易コミッションや中国内で提供されるPE適用要件を満たさない人的役務の対外送金に際して、一律使用料(特許権使用費)として企業所得税の源泉徴収を求められている。	税法規定に沿った均一な税務運用。		
	日機輸	(16)	税制実施規則の猶予期間の不足	税務や外貨管理の分野で実施細則の公表が法施行直前になる事例が依然として減っていない。 (継続)	施行前の詳細規定の整備と計画的な実施。	
	日機輸	(17)	税制改正の逐次的把握困難	度重なる税制改正、特殊税制の一部地域への試験的導入等、日本本社側での税制改正の逐次的把握が困難。また、地域毎に税務当局のレベルに差があり、進出地域によっては不当な納税義務が生じうる点を問題視している。 (継続)	当該国の均一・均質な税制体系の再構築を要求させてほしい。	
フル工 自動部品	(18)	頻繁な税制改正	税目が多く、税制改正時の作業対応が不明確。毎回変更する時、業務への負荷が大きい。作業量が急に増え、精度と納期が保証できない。 例) 国税： 増値税(17%)、所得税(25%) 地方税： 都市建設維持税(増値税の7%)、教育費付加税(増値税の5%)、印紙税(0.003%~0.1%)、個人所得税(3%~45%)、不	税制改正について、内容を十分に把握できるよう、企業への指導会を実施してもらいたい。 中国と取引する海外企業も中国の税政策を把握できるようにしてほしい。	中華人民共和国増値税 暫行条例 中華人民共和国所得税 暫行条例 中華人民共和国印紙税 暫行条例	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14				<p>動産税(従価1.2%、リース12%)、土地使用税(4.5元/平方M) 税関: 関税(5~15%)、輸入増値税(17%)、輸入消費税(従価従量)</p> <p>(対応) ・2017年12月1日、中国国務院は、『中華人民共和国営業税暫定条例』の廃止及び『中華人民共和国増値税暫定条例』の改正についての決定(決定)を公布した(2017年12月1日より施行)。 ・2018年4月4日、財政部、国家税務総局は『増値税率調整に関する通知』(財税[2018]32号と『増値税小規模納税人標準統一に関する通知』(財税[2018]33号を公布し、増値税の税率を1%引き下げた。従来17%及び11%の税率が適用されていた全ての増値税課税行為(貨物、加工・修理補修、サービス、無形資産、不動産等を含む)について、税率は、それぞれ16%及び10%に調整される。 2018年5月1日以降、ゼロ税率を除き、中国は依然として16%、10%、及び6%の3段階の増値税率を維持することになる。いずれも2018年5月1日より実施。 - 貨物、加工・修理整備の役務、有形動産のリースサービス販売、一般貨物の輸入:17% 16% - 交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産リースサービス販売、不動産販売、土地使用権譲渡、農産品などの貨物の販売・輸入:11% 10% - 農産品控除率の引き下げ;農産品購入:11% 10% 税率16%の貨物を生産販売あるいは委託加工目的の農産品購入13% 12% - 輸出還付税率の引き下げ:貨物を輸出:税率17%、輸出還付税率17% 輸出還付税率16% - 貨物輸出、クロスボーダー課税行為:税率11%、輸出還付税率11% 輸出還付税率10%</p>		<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国個人所得税実施条例 中華人民共和国不動産税暫行条例
	日機輸	(19)	役務提供・出向者へのPE課税の拡大の解釈	<p>日本法人から現地会社に様々な役務提供をしている。必ずしも技術援助とは関係ないものも多数含まれるが、税務当局はこれらを全て技術援助に基づくプロジェクトと看做し、『コンサルタント業務が6ヶ月を超える』としてPE認定を主張。日本からの出張者について個人所得税の納税を求められる(広州)。日中租税条約では、『6ヶ月以上のコンサルタント役務提供』がPEとみなされるが、こうした規定は主要先進国との租税条約にはみられない。また、当該規定に基づく中国税務当局の運用においては、『1つのプロジェクト』があまりにも幅広く解釈されており、異なる役務内容も1プロジェクトとみなされ、出張者の滞在期間を合算するため、容易にPEが認定される。 (継続) ・日本の事業場在籍の駐在者が深セン地区の生産委託会社の増産体制確立に向けて駐在をしている。人件費負担は駐在員契約に基づき日本側で負担。 本来は出向者に切り替えた上で業務委託契約を交わして日本へ請求すべきところが、日本の事業場は深センの会社とは実際の委託する業務がなく『業務委託契約の締結』が非常に困難な状況。 (継続)</p>	<p>・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 ・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 ・不合理なPE認定の停止。</p> <p>・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 ・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 ・不合理なPE認定の停止。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関する問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 非居住民企業所得税査定徴収管理規則(国税2010/19号) <ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関する問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 非居住民企業所得税査定徴収管理規則(国税2010/19号)
	日機輸					

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 親元が技術援助のために、現地会社に短期支援者を派遣することにより役務費が発生した場合、その役務の属性(技術導入活動か一般活動か)や活動期間や件名の棲み分け方などにより、その税法上の認定基準は整合されておらず、その結果、企業は契約の際に、正しく扱えなくなり、PEと認定されてしまう危険性がある。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 不合理なPE認定の停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 非住民企業所得税査定徴収管理規則(国税2010/19号)
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 税制が特に改正されたわけではないが、広州で2010年、突然PE課税に対する徴収が強化され、出張者の中国滞在期間が個人でなくプロジェクト単位合計での徴収となった。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 不合理なPE認定の停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 非住民企業所得税査定徴収管理規則(国税2010/19号)
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 中国へ役務提供などの請求を行うとPE認定され、中国での所得税課税のリスクが生じるケースがある。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 不合理なPE認定の停止。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 非住民企業所得税査定徴収管理規則(国税2010/19号)
	JEITA			<ul style="list-style-type: none"> 駐在社員の給与の日本本社への送金が、PE対象と疑われ送金が止まることが多発していた。国家税務総局が細則を発行することで収束に向かっていたが、実際には発行されておらず再燃が懸念される。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 恒久的施設の拡大解釈を止め厳格に運用すること。 	
	日機輸	(20)	中国滞在183日基準	<ul style="list-style-type: none"> 香港会社国籍者が中国へ183日を超えた出張者は所得申告の必要あり。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約第5条5項 企業所得税法 租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知(国税函[2009]507号) 非住民企業所得税査

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14					<ul style="list-style-type: none"> 税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 不合理なPE認定の停止。 	定徴収管理規則(国税2010/19号)
	日機輸	(21)	日中租税条約の曖昧な運用	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約通りに運用がされていない。 中国国内法(企業所得税法)では、外国企業が中国内で行う役務提供については、その法人所得税は全て源泉徴収方式での課税となっている。しかし役務提供が短期間(6カ月未満)で終わる場合は中国に課税権はないので、免税での送金が可能なはずだが、実際には税務局の判断で免税となることはほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約の厳格な運用は国レベルで交渉すべき案件であり、この交渉を一企業にやらせないで欲しい。 もし、国が交渉を放棄するのであれば、源泉徴収された法人税について日本側で外国税額控除を取ることを正式に認めて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中租税条約 企業所得税法第58条
	日機輸	(22)	日中租税条約の外国税額控除対象の不足	<ul style="list-style-type: none"> 営業税が、日中租税条約における外国税額控除の対象となっておらず、企業負担を強いられている。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 営業税を日中租税条約における外国税額控除の対象としてほしい。 	
	日機輸	(23)	国税局と地方税局との連携不足	<ul style="list-style-type: none"> 都市建設税などの地方税は増値税に関わり、増値税申請、納付、還付などは国税局の認定、許可が必要。国税局側の原因で認定、許可が遅くなる場合、地方税の負担が増減が発生(特に新規、改定の際)。その場合、国税局、地方税局の連携が悪い。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 国税局、地方税局との連携性を改善していただきたい。 	
	日機輸	(24)	税務行政の地域による不統一	<ul style="list-style-type: none"> 税還付申請の際の税務署の管理方法や提出する書類が税務署の所在する地域によって違う。お互いに違う地域に所在する取引当事者の間では、関連資料の提供や契約締結上の認識の統一までかなりの手数料がかかり、税還付申請に影響を与える。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 税法の実施面での統一。 	
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> 納税対象になるか否かは、税務署の所在する地域によって違う。同じ条文であっても、地方により解釈が異なり、統一した対応が取りづらい。 例:技術指導費用に含まれている航空券やホテル代等実費	<ul style="list-style-type: none"> 国として統一した解釈を示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス貿易に係わる外貨管理法規(匯発[2013]40号)
	フル工自動部品	(25)	税務局への増値税専用発票の発行義務	<ul style="list-style-type: none"> 営業税から増値税への税制改正により、小規模納税者(会社)は税務局の窓口で増値税専用発票を発行しなければならない。航空チケット代理店(小規模な会社)がチケットを購入してくれる時の増値税率は3%で金額も小さくないが、基本的に普通発票しか発行してもらえないため増値税の控除ができない。控除のための専用発票を発行してもらうには、都度代理店に交渉して、税務局の窓口で発行してもらう必要あり。 ホテルの宿泊や通信設備のリース等、税率は3%。ホテルや通信会社が小規模の場合、その場で専用発票を発行できない。 そのため、出張者が専用発票を受領できないことが多く、増値税控除の機会を逸し、会社の費用負担増となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制の緩和。 専用発票発行の容易化。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家税務総局による営業税から増値税への変更時関係問題の公告
日機輸	(26)	連結納税の内外差別	<ul style="list-style-type: none"> 一部の国有企業には認められていると聞く連結納税が外資には認められていない。グループとしての実効税率が非常に高く、積極的な投資ができない。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 外資への連結納税の導入をお願いしたい。 		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸	(27)	日本における社会保険料事業主負担分への中国個人所得税課税	・社会保険料事業主負担分を中国での所得の一部として、個人所得税を課税する動きが各地で見られる。課税の根拠として、税務局が主張する関連通達の廃止という理由は容易に納得しがたい。 (継続、要望変更)	・仮に課税するにしても明確な根拠規定を示していただきたい。	
	日機輸	(28)	同一月内納税申告義務への対応困難	・2016年1月1日より、当月販売件名分は必ず当月以内に納税申告を完了しなければならなくなった。(以前は翌月15日以内に納税申告を完了。) (継続)	・納税リードタイムの延長をお願いしたい。	
	JPETA	(29)	減価償却の残存価格	・原則として残存価額は取得価額の10%と高いため、税金コスト、除去時コスト負担大。	・備忘価格まで焼却してほしい(現在、日本の場合は1円)。	
	日機輸	(30)	海外に委託した支援・開発費用の支払い額に対する課税	・海外関係会社に委託した支援費用や開発費用の支払い額に対する関税発生。中国にある原法が海外にある親会社または関係会社から支援作業を受け、その対価を支払うケースにおいて、税関当局より輸入関税に該当する価値の納税を求められるケースがある。		
	日機輸	(31)	輸出インボイスに対する要求の不統一	・税務局が今まで企業が使用している輸出インボイスを取消し、増値税普通インボイスを使用することになった。ただし、増値税普通インボイスが税関の輸出申告の要求に満たせない。税務局と税関がインボイスに対する要求が不一致である。企業にとって二重インボイスを発行しないとけない。	・税務局と税関が輸出インボイスについての要求を統一して頂きたい。	・国家税務総局公告2017年第9号
	日機輸	(32)	省や市による地方税に準ずる費用の増加	・税金は税法で明確に規定されるが、遼寧省や大連市で決める地方税的な費用が増加傾向。 例：遼寧省河道修繕維持費(販売x0.1%) 大連市障害者就業保証金(従業員数x1.7%X社員平均給与)	・河道修繕維持費は14年は暫定中止、15年は不透明のため、撤廃をお願いしたい。	・遼寧省人民政府令 第263号 ・大連発[2014]24号
	日機輸	(33)	クロスボーダープーリング規制の不明確	・税務当局が銀行を集めた説明会において、口頭説明のみで説明内容について文書による通達がないことが多く、各種措置の強制力や判断基準が不明確となり、対応に苦慮することが往々に発生する(域外貸付取扱規制等)。 (対応) ・2014年11月「中国人民銀行、多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」(銀発[2014]324号)が公布され、人民元クロスボーダープーリングは全国で取り扱いが可能になった。 ・2015年9月、中国人民銀行総行が「中国人民銀行、多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリングを展開することをさらに利便化することに関する通知」(銀発[2015]279号)を公布しており、本スキーム導入により、グローバルベースでの資金効率改善が見込まれた。域内外参加企業のキャッシュフロー(除くファイナンス目的)をベースとした枠組みで人民元の資金調達、放出が可能となる。	・明確な文書化(通達)をお願いしたい。	
15	価格規制 フル工 自動部品	(1)	価格規制	・親会社経由での自動車用部品輸入は不当廉売を疑われ、上乗せ関税(5%)を徴収される。 (参考) ・海関総署第213令第四節(特殊関係)(2014年2月1日施行) http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49660/info688746.htm	・親会社は手数料を取っている为上乗せ税金を廃止してほしい。	・海関総署第213令第四条(特殊関係)
16	雇用 日農工 建産協	(1)	賃金の急上昇	・この数年は毎年10%程度の賃金上昇がみられ、併せて社会保険の基数も毎年のように10%前後上昇している。 ・一時期の勢いほどではないが、最低賃金は継続して毎年5%程度上昇しており経営を圧迫している。	・新興国の賃金上昇は不可避であるが、緩やかな人件コスト影響を望む。	・最低賃金法 ・出入境管理条例

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	JTA			・人件費が毎年高騰しており中国でのモノづくりによるメリットが無くなってきている。数年後には、外資系企業は他国へ流出する可能性は大だと考える。	・優良企業への税制優遇措置。	
	日機輸	(2)	労働者保護色の強い労働契約法	・有期雇用の場合、更新2回ないし勤続10年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に促した要員調整が難しい。また、現行の中国労働契約法では、現地従業員の評価から判断したりストラ策ができない状況。 (継続)	・労使が公正な立場での法改正。 ・無期限雇用の契約締結の製薬の見直し。	・労働契約法(2012年12月改正)
	日機輸	(3)	残業時間の規制の厳格	・現行労働法で決められた残業時間の制限が急激に発展している経済市場の現状と合わず、顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。特に改善は見られない。(2018年1月時点) (変更)	・現状に合う柔軟性が欲しい。	・中華人民共和国労働法第41条
	日機輸			・現行労働法で決められた残業時間の制限により、生産変同時の対応ができず、法律を順守するのが困難。 例:一般従業員の1ヶ月の残業時間は36時間以内。	・現状に合わせた規制の見直し。	
	日機輸	(4)	労働紛争に関する法律の未整備	・労働争議等に対する法規制が曖昧で解決に多くの時間と労力を要する。 (継続)	・中国では違法なサボタージュは起きないということだが、実際には頻発しているので、企業側が保護される法規を設けるべき。	
	日機輸			・違法なサボタージュを起した場合でも、関連法規がないため、ロックアウトが出来ず、サボタージュ期間中の賃金も支払わなければならない。		
	日機輸	(5)	就労ビザ、居留許可取得手の煩雑・遅延・不明確	・中国で就労ビザを取得する場合、会社関係の書類や申請書以外にも健康証明書、居住証明書や公安局への届け等、必要な書類や手続き等が多く、取得までに非常に時間がかかる。 (継続)	・制度・手続きの緩和・簡素化。 ・健康診断は本国での事前診断による代替。	・新出入国管理法 ・新外国人出入国管理条例 ・外国人中国就労許可制度
	日機輸			・ビザ、居留許可の申請手続きに時間が掛かる。パスポートを預ける期間が長く、この期間は出国できない。	・業務に支障が出ることから手続きの期間短縮化、簡素化をお願いしたい。	
	日機輸			・新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、また書類の中国領事認証を求める等、手続きに費用と工数がかかる。	・中国領事館の認証は省略できるなど手続き簡略化を要望したい。	
	日機輸	(6)	就労許可新制度の煩雑・遅延・不明確	・手続迅速化を目的とした就労許可新制度が2017年4月から開始されたが、ネット上での事前チェック、本申請の書類提出日予約が必要になった、学歴証明書・無犯罪証明書などの提出書類が正本であることの大使館認証が必要になった。これにより従来よりも手続期間が長期化している。	・北京と上海のみ厳格化と遅延が著しいので、両地域のサービスを他都市並みに改善してほしい。 ・大使館認証のプロセスを省略してほしい(以前の取扱に戻す等)	・外国人訪中就労許可サービスガイドライン(暫定施行)外専発(2017)36号
日機輸	・システムの不具合やアップグレードに伴う一時利用停止、データ連携の遅延・入力内容の不備、提出書類の紛失により就業許可の取得または更新に要する時間が増加している。			・システム間の連携を強化して頂きたい。システム停止期間は稼働日を避け、また、不具合がある場合は、猶予期間を設ける等、考慮頂きたい。		

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 2017年4月以降、各地はネットにてPre-review制度施行が開始したにもかかわらず当初当局の申請・審査時間短縮と手続き簡素化改善主旨とは合致していない現状で、都市により、所用時間、申請関連書類書式が違い、各地方に所在の支店、子会社または事業会社に派遣される駐在者への纏め管理とコンプライアンス指導は難しい、または居留書申請と更新際、パスポート正本が当局に預かり、地方への移動に制限等で企業活動に大きなインパクトあり、より審査時間短縮と迅速化を早期に実現されるようお願いしたい。 2017年4月に外国人に対する就労ビザ発行基準が変更され、約1年が経過したが、まだ各省において運用がまちまちで混乱している。当社としては直接的な影響は回避しているが、他社ではビザ(実際は労働許可)が下りないケースが発生したと聞いている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方と地域差を問わず、当局各部門間の情報共有を通じ、重複な情報提示とか申請書類提示とかを回避し、より効率的に当局間との連携で、標準化短縮実現に繋がるよう要望したい。 全国統一した取扱いを求めたい。 	就労ビザ発行基準
	日機輸				<ul style="list-style-type: none"> 就労許可の必要条件について、実態に即した内容で明確化をしていただきたい。(基準上では学歴がネックになるが、実際は給与水準によってクリアできている現状等) 	
	日機輸	(7)	出向者の就労許可取得要件の厳格	<ul style="list-style-type: none"> 日本からの出向者の就業許可取得に際して、高学歴(大学卒業以上)者という規制があり、該当しない人での優秀人材を出向者として、確保できない。(継続) 中国国内で外国籍社員が事業再編による転籍または転職をする場合、まず、旧雇用先にて就業証および居留許可を抹消し、その後、新雇用先で新たに就業証および居留許可を取得する必要があるため、移籍後、約1カ月は出張等が制限され、ビジネスに支障をきたしている。 制度変更により(2016/11)、日本からの出向者の就業許可取得が厳しくなった。 2017年4月から外国人の就労規制が改訂され、学士以上の学位が就労に必須とされ高卒者は就労が許可されなくなった。しかし、日本の製造業の大半は、製造部門の管理及び技術職の多くが高卒者となっているケースも多く、中国工場における製造管理ならびに技術指導に支障を来す恐れがある。 就労ビザの取得要件が厳しくなりつつあり、60歳以上は取得不可能、高校卒の学歴では取得し辛い、というような情報があり駐在者の人選に問題が出てくる可能性がある。 2017年4月に施行された外国人就業許可の新制度では、学歴がポイント項目になっており、特に学士以上と学士未満で大きな差がつく制度になっている。 2016年11月より試行されている外国人就業許可制度改革により、60歳以上の技術人員に加えて、60歳未満でも、大卒未満の技術人員については、査証取得が今後困難になると予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> 就業許可取得の規制を高校卒業者以上に下げてください。 移籍の場合は、居留許可を抹消するのではなく、より簡易的に切り替え手続きができるように改善頂きたい。 就業許可取得の規制を緩和して欲しい。 就労要件の緩和措置。 日系優良企業の優遇措置。 何か回避策があれば情報を頂きたい。 学歴項目の基準緩和を検討頂きたい。(学士未満でも高度人材外国人は存在する) 点数のみによる一面的な判断だけでなく、該当者の保有技術の専門性を総合的に勘案して判断するよう、柔軟な運用を要望する。 	「外国人来華工作許可制度の全面実施に関する通知」の「外国人来華工作分類標準」

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 実際の運用、基準が各地域の労働局で統一されておらず、就業許可の取得難易度およびリードタイムが地域によって異なる。特に北京ではタイプBに認定されることが多く、入国後30日以内に就業許可の取得が不可能なため、居留許可の申請に進むことができない。このためZビザで滞在可能な期間を超過するため、臨時措置として滞在用のビザを取得せざるを得ない。 職歴、勤務年数、年収、年齢などの項目を分けし点数化、その総合点をもとに人材レベルをA、B、Cの3つのランクに分けこのランクにそって就労ビザ発給の可否が判断される。今はまだこの法の厳格な適用はされていないようだが、もしこの基準が厳格適用となった場合には現地の責任者の人選に大変苦労するかもしれない。あるいは該当者不在となる可能性が出てくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通知内容と労働局の実際の運用に齟齬が起きているので運用を統一して頂きたい。就業許可の取得にかかる期間を短縮して頂きたい。 職歴、勤務年数、会社の推薦状の有無くらいに基準の見直しを願いたい。 	外国人就労許可新制度 2017年4月からのZビザの条件
	フル工			<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家外国専門家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部は2017年3月28日に連名で「外国人在留就労許可制度の全面実施に関する通知」(外專発[2017]40号、2017年4月1日施行)。 外国人来華就労許可制度施行実施案の印刷・配布に関する通達(2016年9月27日付国家外国専門局2016年第151号)。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年11月8日、国家外国専門局は「外国人来華就業許可制度試行実施案」(外專発[2016]151号を公布し、2016年10月から2017年3月まで北京、天津、河北、上海、安徽、山東、広東、四川、雲南、寧夏において外国人就労許可試行政策(以下、両証整合)を実施することを発表。 		
	日機輸	(8)	就労ビザ取得手続の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> 昨年末より外国人就労者向けに導入されたポイント制により、駐在員のビザ取得が厳格化され、駐在遅延リスク、ビザ取得リスクが発生している。若手の実習駐在が困難な状況になったほか、シニア人材の駐在も難しくなった。 		外国人就労者ポイント制
日機輸	(9)	外国人短期出張者の就業ビザ・居留証の取得手続の煩雑・不透明	<ul style="list-style-type: none"> 人力資源社会保障部、外交部などにより共同で定められた「外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(試行)」(人社部発[2014]78号)によれば、短期出張者に対して就業ビザ及び居留証の取得が義務付けられることになり、手続きが煩雑化する。日本国籍を有する場合には、通常、日中間で締結された免除協定により中国での滞在日数が15日以内であれば滞在理由を問わずノービザでの入国が可能だったが、短期滞在者がある業務に従事する目的で入国する場合、免除協定の締結国の人員であっても入国前に就業ビザの取得が要請されるようになった。 <p>(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年1月に「外国人の短期就業目的による中国渡航の"Z"査証取得に関する通知」がなされ、短期業務任務を目的に中国に渡航する場合、かつ、90日以内の滞在の場合は、短期Zビザが必要になる旨の通知がなされたが、各地域の公安・労働局では通知内容に基づく運用は開始されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 免除協定の締結国の人員に対する手続きの簡素化。 通知内容と公安・労働局での実際の運用に齟齬が起きているので、通知の効力および施行時期を明確にして頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(人社部発[2014]78号) 外国人入境完成短期工作任務的相關辦理程序(試行) 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(10)	外国人居留ビザの取得手続き(パスポート委託)期間の長期化	・2013年7月の入管法改正により、外国人居留ビザの審査が長期化、5業務日 15業務日となった。都市により所要時間が異なるという情報もあるが、北京市はほぼ15日間で運用。今回の法改正により、居留ビザ延長申請などでパスポートを預けている期間の出張や会議等の商業活動に対して、大きな制約が生じている。 現就労ビザは有効期間は1年間、毎年更新しなければならない。関係者に労力の負担が多い。世界的に見ても有効期間が短すぎる。 (継続)	・ビザ審査期間の短縮、簡素化を強くお願いしたい。 ・外交平等の原則に基づき、日本で就労する中国人に与えるビザ(1-10年間)に対等な就労ビザ有効期間を与える。	・中華人民共和国外国人出入国管理条例 第30条 ・出入国管理法
	日機輸	(11)	査証制度の地域差・不統一	・都市により(時には同じ都市でも)ビザの手続書類や所要時間が異なる。過去の経緯や担当官の違いにより書類が異なることがある。 (継続)	・都市による差、担当官による差・裁量の余地を出来る限りなくし、平準化を図る事をして頂きたい。	
	建産協 日機輸 日機輸	(12)	在留外国人の社会保険強制加入義務による二重払い負担増	・外国人の社会保険法への加入義務化による二重払い、社会保険料コストの増加。地方によって法規制が異なる。 (継続) ・中国人民のみならず、外国人労働者に対しても社会保険、年金に強制的に加盟を義務づけられた。 (継続、要望追加) ・現在、医療保険・失業保険については加入しているが、今回更に、養老保険(日本の厚生年金)についても納付要請(現地払い+日本払いの合算に対して22%)があった。 (継続、要望追加)	・日中社会保険協定の早期締結。 ・二重払いの回避。 ・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・日本政府 - 中国政府による2国間社会保険協定の早期締結。 ・社会保険法の改正。 ・外国人が帰任の場合、中国で収められた保険料を現地会社に還付するか、外国で加入済みの場合、中国現地で免除かとの二重加入防止の運用実施をお願いしていただきたい。 ・二重払いの回避。 ・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 ・日本政府 - 中国政府による2国間社会保険協定の早期締結。 ・社会保険法の改正。 ・外国人が帰任の場合、中国で収められた保険料を現地会社に還付するか、外国で加入済みの場合、中国現地で免除かとの二重加入防止の運用実施をお願いしていただきたい。	・在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法(中華人民共和国外国人力資源・社会保障部令16号) ・在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法(中華人民共和国外国人力資源・社会保障部令16号)

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 中日社会保障協定が両国間で批准されていないため、日本人出向者は中国・日本にて社会保険料を納付しなければならない。中国での社会保険料は、人件費の30%強に相当しており、中国への進出に影響もある。 社会保障費の負担割合に関しては法人8：個人2と法人負担割合が比較的多い上に、出向者に関しても本国で支払っていても更に二重徴収となる社会保障費掛金の負担が義務付けられた。 現在当社グループ各社の日本人駐在員は、中国税務当局の指導により日本と中国で社会保険料を支払う二重払い状態を継続させられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 両政府間で社会保障協定の交渉を加速頂きたい。 社会保障費の労使負担比率の見直し等、緩やかな人件コスト影響を望む。 1月下旬の河野外相訪中時に交渉が滞っていた日中間での社会保障協定の締結に実質合意したとのこと。早期に協定締結、発効させていただき二重払い状態を解消させて欲しい。 協定締結の交渉を進め頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 在中国境内就業外国人社会保険加盟に関する暫定法(人力資源・社会保障部令16号) 中国社会保険法 出入境管理条例
	日農工					
	自動部品					
	日機輸	(13)	社会保険導入による企業の人件費負担増	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険(養老保険、医療保険、労災保険、出産保険、失業保険)の会社負担が大きく人件費高騰の一因となっている。会社が負担した社会保険は被保険者に帰属するのでは無く市町村に帰属するので、被保険者が戸籍を移動するとゼロになってしまう。そのため、市町村を跨る人事異動が難しい。二国間協定が無いため日本人出向者も社会保険を納付しなければならず経費増の原因となっている。 (継続、要望追加) 	<ul style="list-style-type: none"> 二重払いの回避。 新税制導入、税制や税率変更に際しては、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。 日本政府 - 中国政府による2国間社会保険協定の早期締結。 社会保険法の改正。 外国人が帰任の場合、中国で収められた保険料を現地会社に還付するか、外国で加入済みの場合、中国現地で免除かとの二重加入防止の運用実施をお願いしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法(中華人民共和国人力資源・社会保障部令16号)
			(改善)	<ul style="list-style-type: none"> 2018年5月9日東京に於いて、河野太郎外相と中国の王毅國務委員兼外相は、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日・中社会保障協定)に署名した(公文が交換された月の後、4カ月目の月の初日に発効へ)。 現在、日中両国からそれぞれの相手国に派遣される企業駐在員等について、日中双方の年金制度に二重に加入を義務付けられる問題が生じているが、日・中社会保障協定は、このような問題を解決することを目的としており、この協定が効力を生ずれば、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として、派遣元国の年金制度にのみ加入することとなる。 - 外務省サイトより: https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000223.html 		
	日機輸	(14)	社会保険制度の地域格差・運用の不統一	<ul style="list-style-type: none"> 弊社ではワーカー含め、従業員全員に対して国により定められた所定の社会保険料を納付している。しかしながら、他のローカル企業では社会保険を申告・納税していない場合が多く、結果として弊社の方が給与総額は高いにも関わらず、手取りで他社の方が高くなってしまいうケースがある。これにより、従業員の確保が困難になっている実情がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険制度加入、保険料支払いの徹底と、違反した場合の罰則強化をして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国社会保険法

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸	(15)	派遣工の扱い規制強化	・人員の比率制限強化や同工同酬の意識アップなどにより、人件費が上昇する。	・地域の労働力供給やGDPレベルなどを配慮した適切な比率策定、扱い細則の充実化を望む。	中華人民共和国労働契約法	
	日機輸			・労務派遣について、2016年3月に労務派遣暫定施行規定の過渡期が既に満了し、約1年が経過しようとしているが、早急に労務派遣暫定施行規定の細則が公布され、かつ労務派遣において、派遣従業員数が総従業員数の10%を超えてはならないとの制限を廃止する。	・法規を廃止するか、または過渡期措置の適用期間延長が検討されることを要望する。		中華人民共和国労働契約法
	日機輸			・派遣社員比率10%制限強化により、正社員化或いは請負を推進したが、正社員化で人件費が大分上昇した。品質確保などの原因で、本当の請負を推進しにくい。	・地域の労働力供給やGDPレベルなどを配慮した適切な比率改定を望む。		中華人民共和国労働契約法
	日機輸	(16)	残疾人就業保障金の企業負担の増大	・在籍人員の多くは外来工であり、実際問題として規程雇用人数(在籍人員×1.5%)に相当する残疾人が珠海市に居住していない。このため単なる税負担となっている。 改善なし (継続)	・規程雇用人数算出の定義見直し、現行1.5%の率の見直し。	・残疾人就業保障金暫行規程	
	日機輸			・身障者を雇用していないことに対するペナルティ(身障者保障金)の算式は従来は(大連市内の平均給与)×(社員数)×1.7%だったが、2016年9月1日より突然(各企業の平均給与)×(社員数)×1.7%に変更された。製造会社以外は平均給与が市の平均よりはるかに高く、大幅な負担増となる。	・以前の算出ルールに戻してほしい。 ・身障者が市民全体の1.7%もいるとは思えない。算出ルールを戻さないのであれば、係数を妥当な数字に見直してほしい。	・关于2015年度大连市残疾人按比例就业审核及残疾人就业保障金征收工作的通告(2016-09-01)	
	JEITA	日機輸	(17)	戸籍制度による転勤・海外出張の困難	・現地社員を転勤させる場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない(抵抗がある)。このため、関係会社への転勤、海外出張に支障がある。	・戸籍制度の改正。	
	日機輸				・現地社員が故郷以外で就職した場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない。このため、パスポートやビザの取得のために戸籍地へ戻る必要があり、海外出張に支障がある。 (継続)	・戸籍制度の改正。	
	日機輸				・中国にある原法が中国籍の従業員を海外に出張派遣する際、渡航国のビザ申請手続きで、中国政府側の手続き所要時間や基準が厳しく、急遽出張派遣したいときにその対応ができない。 特にある国に出張させた直後(例えば翌週)別の地域・国に出張させたい場合、従前は公務用パスポートが複数認められたが現在は不可、かつ私用パスポートの利用も許可されない為、国内手続きが間に合わないケースあり。(渡航先の大使館、領事館の手続き・所要時間には問題ない)	・自国民に対する海外渡航の審査を簡略化し、国際貿易の促進を図って頂きたい。	
	日機輸	(18)	経済補償金支払制度の不備	・退職金制度がなく自己都合で辞める社員には会社から1円も支払われない。一方、会社都合で労働契約を変更/解除する場合は経済補償金を支払わなければならない。そのため社名変更などの些細な事例に対しても多額な経済補償金を要求される事例が発生している。またグループ会社への異動の妨げになっている。 (継続)	・労働契約法の改正。	・労働契約法	

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(19)	在留資格「技能実習生」での入国者取り扱い	・現状の入管法では、現地法人に在籍する社員の派遣であっても、日本での雇用契約締結や賃金支払いを求められる。	・「企業内転勤」での入国者と同様の取り扱いが望ましい。	
	JTA 建産協 建産協	(20)	人材確保の困難	・新人を募集しても応募はあるが、採用後数日で辞職する。増産に向け人員確保が必要だが、定着率が悪く設備が揃っても人員不足のために操業できない事態に陥る可能性がある。 ・賃金上昇、生産人口減少、第3次産業の拡大による生産人員確保・採用難。 ・深センは都市化が進むとともに、労働力も第3次産業に流れており、製造業は労働力確保が困難になってきている。	・優良企業への税制優遇措置。 ・内陸部および東北地方労働力の沿海部招致政策。 ・地方から都市への人口流動化の加速。	
	日農工	(21)	大型節日大移動による熟練工の定着確保の困難	・多くの中流階層でも自家用車を所有し、高速道路や高速鉄道網などの交通インフラは全土に張り巡らされ、帰省なども所要時間としては格段便利となったが、春節連休など実際の祝休日に併せて前後に休みを加える、または春節帰省前に退職し帰省先の故郷で情報収集をして春節明けから転職するといった古い習慣が残り、熟練工の定着確保が困難で賃金と能力のアンバランスを生んでいる。	・過去に10年であったものが大幅に短縮された単年労働契約から期間の定め無き終身雇用への移行に付いて、労働者の雇用を安定させる事により熟練工の養成輩出に繋がる仕組み作りが必要。	・中国労働契約法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産保護の不足、執行不足	・行政執行の弱さ、刑事告訴を行う際の高い基準、軽い罰則など執行・運用面での問題が大きい。悪質化の傾向にあり、摘発も一層困難になっている。中国国内のみならず海外市場での被害も拡大。 (継続)	・行政執行力の強化。 ・刑事告発の際の基準の緩和。 ・知財行政スタッフの専門性スキルの向上。 ・罰則強化等。	
	時計協	(2)	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。 1) 罰金額が極めて低い。取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。また、タグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。 2) 罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質に逃げ得状態になっている。取締り行政機関より出頭命令が出ても罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。 (継続)	・1) 再犯が起きないように厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が5万元以下でも刑事罰の適用を要望する。 再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を要望する。再犯者は自動的にPSB案件へ移送を要望する。 タグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品(真正品)の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。 行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事案件への自主移送を積極的に推進して頂くことを要望する。 2) 未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。	・商標法第六十三条

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸 時計協			<ul style="list-style-type: none"> 商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎるため、抑止になっておらず、多数の業者により侵害が繰り返されている。 同一犯による再犯行為がある。 (継続) <ul style="list-style-type: none"> 商標法違反、意匠権侵害、冒認出願などを犯し摘発された業者が簡単に別会社を設立したり、他人名義を借用したりして、再犯を繰り返す。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関による処罰の厳格化。 全国範囲の案件データベース構築、個人の違法行為、懲罰記録の全国的な共有化。 不正・不良業者の排除を目的とした管理登録制度の導入と、さらなる取り締まり強化を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法 意匠法 特許法 業者登録制度(あれば)
	日機輸	(3)	特許分割出願の困難	<ul style="list-style-type: none"> 親出願が係属していないと、その分割出願(子出願)が係属していても、更なる分割出願(孫出願)ができない。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしてほしい(所謂、係属している子出願からの孫出願を認めてほしい)。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査指南第一部第一章 5.1.1
	日機輸 日機輸	(4)	特許クレーム補正の文言の限定	<ul style="list-style-type: none"> クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。また、OA応答時にクレームを追加する補正が認められない。 (継続) <ul style="list-style-type: none"> 特許審査ハイウェイ(PPH)申請時に補正が認められないと、PPH制度の目的が果たせない。 例えば、第1庁(先行庁)で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国(後続庁)においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をして欲しい。 OA応答時にもクレームを追加する補正を認めて欲しい。 PPH申請時に補正の機会を与えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許法第33条 審査指南第二部分第八章5.2補正5.2.1補正の要求 実施細則第51条第3項 実施細則第51条
	日機輸	(5)	不明確な第一国出願義務の法令規定	<ul style="list-style-type: none"> 現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進して頂きたい。 	
	日機輸	(6)	第一国出願に係る優先権書類提出の省略	<ul style="list-style-type: none"> 日本国特許庁と米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁間で既に導入されている、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されている。 中国特許庁と米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁間で既に導入されている、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されている。 しかしながら、日本国特許庁と中国特許庁の間ではこのような制度が導入されていない。 (継続、要望変更)	<ul style="list-style-type: none"> 日本国特許庁と中国特許庁の間で、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されるようになってきている。 但し国家間の不公平は容認しがたい。 継続し改善を求めたい。 	

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(7)	特許ライセンスの過剰な届出・登録事務要請	<p>・同一のライセンス契約を、いろいろな行政部門に届出しなければならない。</p> <p>例えば、対外貿易主管行政部門(海外送金のため)、知識産権局、商標局(第三者対抗要件を取得するため)、さらに、地方の工商局(取り締まりのため)への届出は煩雑である。</p> <p>また、国の規定と各地方の規定とが統一されておらず、制度が複雑で、届出人は正しい手続をすることが困難である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・行政部門の簡略化。</p> <p>・行政規定の簡潔化。</p> <p>・国・地方の行政規定の統一を求める。</p>	<p>・中国技術輸出入管理条例</p>
	日機輸	(8)	ライセンス契約における供与技術の性能保証・特許保証の強制	<p>・中国へ技術輸出する側は、輸入する側に対して、品質保証等の責任を負うことを法律で規定しているが、中国国内で行われる技術共有について、同様な法律規定が存在しない。従って、外国民と内国民との格差が生まれているのではないかと懸念している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・当該法律を改正し、外国民と内国民との格差をなくすことを求める。</p>	<p>・中国技術輸出入管理条例</p>
	日機輸	(9)	特許権侵害訴訟手続きの煩雑性と不合理	<p>・外国企業にとって中国での訴訟提起は、手続きが複雑であり、かつ公証・認証など時間がかかり、訴訟の活用ができていない状況である。また地方保護主義が強く、管轄地の問題などもあり、外国企業にとって高額賠償金など不利な判決を受けるケースが発生している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・中国企業、外国企業にとって公正で透明性の高い訴訟の運用を強く求める。</p>	<p>・中国民事訴訟法</p>
	日機輸 時計協	(10)	実用新案権の無効化の困難	<p>・特許権に比較して既存技術からの進歩性要件が低く、容易に成立する実用新案権が中国国内で急増している。中国における進歩性判断運用が公知文献数に制限がある等、成立しやすく無効化し難い実態があり、潜在的リスクが増大している。</p> <p>(継続、要望追加)</p> <p>・実用新案権の無効化の困難性： 諸外国における既製品(又はパンフレット等に開示済みの製品)の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、中国では提出できる無効資料の数に制限があり(1つor2つ)、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めてもらうには煩雑な手続きが必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化さ</p>	<p>・日本のように、権利者は「権利評価書」を持たずに権利行使することを禁止すること、権利者は、「権利評価書」を持たずに権利行使する場合、損害賠償責任を負うこと、また、何人も「権利評価書」を請求できるようにすることを求める。</p> <p>・第4次法改正で部分意匠制度が導入されるが、運用基準を厳格に規定し単純な意匠が氾濫し、権利行使に支障がないようにしてほしい。または審査制度の導入を希望する。</p> <p>・中国実用新案権の進歩性判断に関する運用基準の他国(日本、ドイツ)との調和を求める。</p> <p>・製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。</p> <p>・中国では、実用新案権に基づいて権利行使する場合、日本のように技術評価書の提示(日本の実用新案法第29条の2)が義務付けられていない。無効になる蓋然性の高い実用新案権によって</p>	<p>・審査指南第4部第6章4 ・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17				れた実用新案権に対して、第三者は打つ手がないといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。	権利行使がされないよう、中国においても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。	・審査指南第4部第6章4 ・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号
	日機輸	(11)	実用新案の評価報告書の取扱の不適當	・実用新案の評価報告書がなくとも訴訟を提起できる。また、評価報告書の請求者は、特許権者及び利害関係者(権利継承者、専用実施権者、権利者から特別に認められた通常実施権者)に限られ、被告を含む第三者は請求できない。 (継続)	・訴訟を提起する際には、評価報告書の請求を義務づけて欲しい。少なくとも、被告を含む第三者も請求できるようにして欲しい。	・特許法第61条第2項 ・実施細則第56条、同57条 ・審査指南第五部分第十章2.2請求人の資格
	日機輸	(12)	実用新案権、意匠権の権利行使時、原告と被告の格差	・実用新案及び意匠出願は、いずれも実体審査なしで権利登録されるので、権利の確実さは欠けていると理解している。しかし、権利者は、この不確実な権利を、損害賠償責任をほとんど負わずに、容易に権利行使ができるようになっている。また、権利行使された側は、中国特許庁へ「権利評価書」を請求することができず、権利の確実さを確認する手段すらない。 (継続)	・日本のように、権利者は「権利評価書」を持たずに権利行使することを禁止すること。 ・権利者は、「権利評価書」を持たずに権利行使する場合、損害賠償責任を負うこと。 ・何人も「権利評価書」を請求できるようにすることを求める。	・「中国特許法」および関連法律・規則など
	時計協	(13)	実用新案権の審査の不備	・実用新案の審査について、実用新案出願は方式審査を経て拒絶すべき理由がない場合、権利付与されることになる(専利法第40条)。条文上、実用新案出願に対しては実体審査が行われず、方式審査を経て登録されるが、実務においては、欠陥のある実用新案権が多いとされる問題を少しでも改善しようと、強化方式審査が行われている(実施細則第44条第1項第2号)。 しかし、実用新案の強化方式審査は、新規性、進歩性、実用性の実体審査が行われないものであり、無効審判を提起することにより復審委員会にて実態審査が行われる体系となっている。	・実体審査の実施、もしくは権利行使にあたっては評価書取得の義務化。	・審査指南第4部第6章4 ・専利法第40条 ・実施細則第44条第1項第2号
	日機輸 時計協	(14)	模倣品の取締不足	・税関での押収品の処分結果が権利者に通知されない場合がある。 (継続) 1) 権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が十分でない。 2) 広州駅西口時計市場の模倣品の販売方法が巧妙化している。店頭での対面販売から、摘発の対象になりにくい2階のクローズされたショールームで見込み客に対してのみ対応を行っている。 3) 多くの模倣品がインターネット(商取引プラットフォーム、独立サイト)で販売されている。 4) 実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫・組立工場等をおき、現状では公安以外のAIC/TSB等の行政機関は踏み込めない。 5) 一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが(再犯)、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。 (継続)	・押収品処分結果の権利者への確実な通知の仕組み構築。 1) 侵害内容(差押リスト)違反者への処罰(処罰決定書/証明書)侵害品の処理(廃棄)の確認(廃棄証明書)。これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。 2) 2階のクローズされたショールームの取締り強化。当局によるインターネット上の取締りの強化を要望する。 3) 商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利侵	・反不正等競争法第5条

経由団体: 各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	時計協			<p>中国税関での水際取締り: 権利侵害疑義貨物の発見について、模倣品の輸出差止件数は減少傾向にあるが、未だ海外の市場において中国製の模倣品が多数発見されており、取り締まりは不十分である。</p>	<p>害品の削除プログラムの改善を要望する。 4) AIC/TSBの行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。 5) 身分証明書のID番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認できるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。 ・検査方法の見直し、検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。</p>	<p>知的財産権海関保護条例(条例)および条例実施弁法(弁法)</p>
	製薬協	(15)	模倣品の横行・国際的拡散	<p>偽造医薬品は、単に知的財産権(特許権、商標権)の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。 (継続) ・弊社製品(電子部品)の模倣品がインターネットや、非正規の流通チャンネルにおいて発生している。 ・弊社商標を無断使用する製品ラベルが弊社類似品に貼付され、模倣品として市場に流通している。 ・店舗に在庫を極力保有せず、かつ、商品受け渡しの直前まで製品ラベルを貼付しない巧妙な手口が増えている。 (内容・要望ともに変更)</p>	<p>偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。 ・偽造ラベル作成業者、少在庫の業者であっても厳しい罰則が与えられるよう、行政当局による模倣品取り締まりの強化をしてほしい。 ・インターネット商取引のプラットフォーム提供業者に対して、商標権者、消費者の権利、権益の保護のため、規制・取り締まりを強化してほしい。 ・商標権保護の法整備厳格化。 ・公的機関による迅速な対応。</p>	<p>中国商標法52条</p>
	JEITA			<p>・ブランド知名度が上がるに伴い、コピー品の流通が増加している。ロゴ書体を変更したのみの近似品のみならず、判別が困難な精巧なコピー品まで存在する。発見した際は直接、供給業者に警告しているが、ほとんどのケースで流通解明に至っていない。</p>		
	JTA					
	時計協	(16)	意匠権取得に係る制度の不備・不足	<p>・意匠権取得に係わる問題点として、以下が挙げられる。 1) 意匠出願における実体審査の導入 意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。「専利法改正により、10件までの類似意匠を1出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的に不安定であり制度活用が出来ない。 2) 意匠権の権利期間 中国の意匠権の権利期間は、出願日から10年となっている。因みに、日本においては、意匠法改正により設定登録から15年から20年に変</p>	<p>1) 早急に実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化が図られることを要望する。 先願意匠権との類比に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。 2) 国際水準に合わせて、より長期間の権利保護を要望する。 3) 国際動向に合わせ、部分意匠も保護できる制度を導入して欲しい。</p>	<p>・専利法 ・専利法第23条 ・専利法42条 ・専利法24条</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17				<p>更になり、欧州25年、米国14年、韓国15年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。</p> <p>3) 部分意匠制度の導入 独創的である部分が模倣されても、物品全体としての意匠権しか取得できない為、意匠権が及ばず、有効な手立てが取れない。</p> <p>4) 新規性喪失例外規定適用拡大の導入 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合等に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。</p> <p>(継続)</p>	<p>4) 適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるよう範囲を拡大して欲しい。</p>	
	時計協	(17)	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	<p>中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名度が必須要件であり、新しい商品の形状模倣に対しては実効性がない。</p> <p>(継続)</p>	<p>中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号(デッドコピー条項)と同様な条項を盛り込むことを要望する。</p>	<p>反不正競争法 第5条2号</p>
	日機輸	(18)	税関の侵害認定基準の不明確	<p>海外会社から受注し、製造・輸出されるOEM生産品が国内の商標権を侵害するか否か、侵害認定基準が不明確で税関など執行機関の判断に幅がある。</p> <p>(継続)</p>	<p>行政執行力の強化、刑事告発の際の基準の見直し、知財行政スタッフの専門性スキルの向上、罰則強化等。 ・海外市場での被害への対応強化。 ・現行法律に準拠した法的解釈、ガイドラインの制定。</p>	
	時計協	(19)	差押え担保金申請手続の不合理	<p>担保金: 1) 総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 2) 総担保は、最大1年間(申請が認められた日から同年12月31日まで)有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2~3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。</p> <p>(継続)</p>	<p>1) 算定基準の明示を要望する。 2) 継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるような事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような(日本や欧米のような)システムの変換を要望する。</p>	<p>条例 第14条 ・弁法 第22条 ・知的財産権税関保護における総担保の受付について(税関総署公告2006年第31号)</p>
	時計協	(20)	差押え後の処理の不透明・遅延	<p>税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。</p> <p>(経済)</p> <p>・侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。</p> <p>(継続)</p> <p>・権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用等を負担しなければならない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・左記に関する実施の徹底を要望する。 ・侵害貨物の処分内容公開を要望する。 ・貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。</p>	<p>・弁法第35条 ・条例第20~27条 ・弁法28条 ・条例第25条 ・弁法第31条</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	時計協			・中国税関で差し押さえられた貨物について、現在仕向地国しか開示されない。 (継続)	・国名のみならず、海外の荷受人も開示して欲しい。	
	日機輸			・侵害品押収に関する倉庫の費用について各地税関の格差が大きい、費用明細は不明瞭または提供されない、費用の計算期間も法定の最長期間で計算される場合が多い。 (継続)	・税関による、倉庫費用明細の権利者への提供の義務化。	
	時計協			・海関の廃棄ル - ルは明文化されているが、AIC/TSB/PSBの廃棄ル - ルが不明確。 (継続)	・行政機関の廃棄処理ル - ルを明確にすることを要望する。	
	時計協			・最終決定(侵害品処理)までの時間が掛かりすぎている。	・効率化を図り最終判断のスピードアップを強く要望する。	
	時計協	(21)	差押え申請手続期間の延長の必要	・3労働日以内の差押さえ申請: 税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は3労働日以内に侵害品か否か判断し差押さえの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。 (継続)	・必要な場合、申請の期限延長を認めて欲しい。 ・真贋鑑定のために多くの税関ではデジタル画像をメールで送付してくれるが、地方を含めて全ての税関で同様の対応をしてもらいたい。そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真をお願いしたい。	・条例第16条 ・弁令第21条
	日機輸	(22)	著名商標等冒用商号の登記問題	・世界的に著名な登録商標と同じ、または類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。 (内容・要望ともに変更)	・基本的には改善されているように感じる。 但し地方政府、香港では未だ著名商標にもかかわらず他社による模倣的社名登記が横行している。少なくとも中国国内(澳港含む)での登記基準の徹底、自主的な模倣登記の抹消を推進頂きたい。	
	日機輸	(23)	保護強化が懸念される著作権法改正	・2014年6月6日付で国务院法制弁公室から「中華人民共和国著作権法」(改訂草案送審稿)に対する意見募集が行われており、現在も改正作業中である。同改訂草案送審稿において、そのまま制定された場合、懸念される点は以下の通りである。 第13条1項3号 同一性保持権の例外規定が設けられていない。 (継続)	・「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については同一性保持権の適用がないことを明らかにすべき。	・著作権法改正
	日機輸			・3条、31条、32条:作家の著作権で十分に保護されており、出版者に著作権隣接権を付与する必要はない。ひとつの図書に権利を持つ者が多くなることで、書籍の二次利用が阻害されるおそれがある。 (継続)	・出版者に対して隣接権を付与すべきでない。	・著作権法改正

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			<p>・15条: 法人が著作権者としてみなされる条件としては、主管又は投資し、法人の意思を代表して創作し、責任を負担していれば足りる。仮にここでいう「発表」が「発表する場合には法人名義になることが想定される」もの等を含まず「発表された」もののみを指すと解釈されるのであれば、投資、創作の意思、責任等の要件を満たしていたとしても、未発表のものについてはすべからず法人等に著作権が帰属することが認められないことになり、不合理である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・法人著作の要件が不適切である。</p>	<p>・著作権法改正</p>
	日機輸			<p>・17条: 共同著作物の提訴の要件「共同著作者のいずれもが自己の名義で提訴することができる」とされている点が不明瞭である。協議の上、共同で行使することが合意されたものについて、いずれかの名義で提訴できるとの手續きについての規定であれば問題ないが、協議の上での共同行使との原則の例外として、合作者の協議を経ず単独での提訴を認める規定であるとすれば、妥当ではない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・分割利用できない共同著作物については、その著作権は、各共同著作者が共に共有し、協議をして共同で行使する」とされていることとの関係について明確にされたい。</p>	<p>・著作権法改正</p>
	日機輸			<p>・20条: 職務著作の扱いが不明確である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・第15条(法人著作)と第20条(職務著作の扱い)の関係が不明確である。従業員が業務上の任務を遂行するために創作した著作物については、契約でそうでない取り決めをしない限り、当事者の合意が明確でない場合も含め、原則事業体が著作権を享有すべきである。かような原則で無いと第15条(法人著作)の考え方と相容れない。</p> <p>・事業体が著作権を享有する著作物については従業員に指名表示権を認めるべきではない。</p> <p>・会社が自ら使用する場合のみならず、業務範囲で第三者へ使用許諾することも無償で認められる旨を明確にすべき。20条3項「従業員は編集方式により創作した著作物を出版することができる」は削除すべきである。2項但書の法人帰属が有名無実化しかねないからである。</p>	<p>・著作権法改正</p>
	日機輸			<p>・20条、36条: 職務著作、職務実演について、然るべき奨励を与えなければならないとの規定は不適切。</p>	<p>・「奨励」の意味は不明だが、業務上の著作物の創作、実演に対しては、給与により対価が支払われているため、さらなる奨励金は国際的にも例がなく不要である。</p>	<p>・著作権法改正</p>

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			・43条1項1号:無許諾無償で認められる私的複製の範囲を減縮すべきでない。 (継続)	・保護と利用のバランスの観点から、また、現実に行われ諸外国でも許容されている利用実態を反映すべく、現行法と同様に、私的学習、研究に加えて鑑賞目的を追加し、部分的な複製ではなく、その著作物全体の複製が認められるようにすべき。	・著作権法改正
	日機輸			・43条1項2号:引用が認められる範囲が不適切。 (継続)	・「主要又は実質的な部分を除く部分」の引用しか認められない状態で、「ある著作物を紹介、評論、または説明」することは困難と考えられる。原則として、公表された著作物は引用することができるとした上で、「適切」な引用として認められる範囲について、引用の目的、必然性、引用部分とそれ以外の部分の主従関係などの要件を検討するアプローチとすべき。	・著作権法改正
	日機輸			・65条:2つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合に、「統一した利用料徴収基準を共同で制定しなければならず」と定めている点が不適切。 (継続)	・利用料徴収基準は統一させずに、著作権集団管理組織間で競争をさせるべきである。	・著作権法改正
	日機輸			・68条、69条、71条:技術的保護手段に関する広義な定義と限定的な例外規定。 (継続)	・「閲覧」、「鑑賞」、「運用」に係る技術をも著作権法で保護される技術的保護手段とするのは、69条の「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として」と照らしても広すぎると考える。 回避禁止規制は、積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるものであるべきである。 技術的保護手段の回避が認められる場合が極めて限定的で、合法的に回避できるケースが担保されない。	・著作権法改正
	日機輸			・73条:ネットワークサービスプロバイダの責任。 (継続)	・ネットワークサービスプロバイダが、通知を受け取った後「速やかに必要な措置をとらなかった場合、侵害が拡大した部分に対し、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う」との規定になっているが、速やかに必要な措置をとらなかった場合には、責任免除の恩恵を受けられないとするのが、ネットワークサービスプロバイダの責任に関する国際的な考え方	・著作権法改正

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」、「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			・76条：損害賠償の金額に関して、「合理的な倍数又は100万元以下の額を選択」できるとして法定損害賠償制度を導入している点が不適切。また、「2回以上著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前項により算出した賠償額の2倍から3倍をもって賠償額を確定することができる」と懲罰的損害賠償制度を導入している点が不適切。 (継続)	に照らして妥当である。 ネットワークサービスプロバイダが、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して著作権を侵害していることを知りながら、又は知っているはずでありながら、必要な措置をとっていない場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うとの規定についても、同様である。 仮にこのまま条文化された場合には、「必要な措置」の内容が不明確であり法的安定性を欠くことから、ビジネスの阻害要因となる。また、原文では権利者が要求する措置がすなわちプロバイダが取らなければならない必要な措置とも解釈し得る余地がある上に、反論の機会が手続き上確保されていないなど、公平性の観点からも問題である。少なくとも、プロバイダが取べきとされる「必要な措置」は「合理的な」範囲に限られることは明確にされるべき。 ・著作者に対する損害賠償という観点では、実損害額が賠償されれば十分である。 悪質な侵害に対しては、刑事罰・行政罰により対応すれば足りる。	・著作権法改正
	日機輸		・78条：著作権行政管理機関の法執行手段。 技術的保護手段の回避ツールの製造、輸入、提供や技術手段回避サービスの提供について、著作権行政管理部門に強く厳しい内容の法執行権限を認めている点が不適切。 (継続)	・回避ツールとして規制される対象が明確でなく広く解釈される可能性が否定できないことと考え合わせると、全うな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性が否定できない。	・著作権法改正	
	日機輸	(24)	知的財産情報の開示不十分	・権利化・活用ニーズが高まる中国において、件数等の統計情報はデータベースが整備されているが、特に特許庁の審査情報、審査中の手続き情報について、他の主要国と比べて情報開示が不十分であり、また情報開示の時期にも遅れがある。そのため、正確な他社特許リスクを把握できない。	・先進国特許庁との連携協力を進め、審査中の手続き情報についても、早期の情報公開を進めていただきたい。 特にIP5で推進されているグローバルDシエへの中国審査情報の掲載をタイムリーなものにしていただきたい。	

経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	自動部品	(25)	第三者による商標出願	中国以外のASEAN諸国でも第三者による商標出願が行われており、現地での製造、販売に支障をきたす事例が出始めている。/ 経済産業省のご努力により、中国の悪意のある商標登録申請に対し厳正な審査が開始されている模様。	登録後の無効審判制度における登録取消制度の拡充。 他国で著名な商標の登録防止対策、審査段階での他国著名商標の調査。 中国での厳正な審査継続。	各国商標法
	日機輸	(26)	電商での商標模倣に対する対応強化	昨今電商取引が急激に増大し、特にA社平台を中心にブランド模倣が急激に増大している。そしてその実態は国家も認識されているところである。事実、他の平台では模倣の発生は極端に低い。平台側も自助努力をしているが、結局メーカー側に対応のしわ寄せが大きく、増々このような平台が拡大することでの企業への負担が増大している。	電商取引での模倣の視点で基準を作成し、模倣排除できる仕組みを確立頂きたい。	
	日機輸	(27)	通常実施権の対抗要件	通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしてほしい。	専利法実施細則第14条 専利実施許可合同備案弁法第5条
	日機輸	(28)	間接侵害において、間接侵害者に対して単独で責任追及ができないこと	現在国務院で審議中の専利法改正草案において、間接侵害に関する規定が新設されたが、現状の案だと間接侵害者が直接侵害者と連帯して責任を負うとされているため、間接侵害者の責任を問うためには、直接侵害者と間接侵害者を一緒に提訴するか、または直接侵害者の侵害が従前の訴訟で確定している場合に限られてしまう。しかし、例えば直接実施者が個人として実施している場合には、当該個人に部品を提供して利益を上げている業者に責任を問えないことになり、専利権の実効性を確保できない。	間接侵害者に対して、単独で責任を問う(単独で専利権侵害訴訟の被告とする)ことができるようにしてほしい。	専利法改正草案(送審稿)第62条
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	国際整合性のない中国独自の国家規格の策定	事務機器(プリンタ、複写機等)の情報セキュリティに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。 また、複写機・複合機の再製造に関する国家規格の検討が進められているが、再製造業者の再製造品について、オリジナル製造業者の品質保証の観点から問題となる規定が含まれている。 (継続)	WTO/TBT協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行っていただきたい。 なお、日本からの意見に関して、合理性のあるコメントについては国家規格に反映させるようにしていただきたい。	中国標準化法 中国標準化実施条例
	日機輸			ネットワークカメラ等の監視システムに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。 監視システム等の独自の国家標準対応の負荷大。 (継続)		
	日機輸	(2)	CCC取得手順の煩雑・不透明	CCCマーク(中国強制製品認証制度)に関する規制が厳しく、提出書類が多く申請に手間がかかる。 (継続)	申請手順の簡便化。 審査機関の短縮。	強制的製品認証管理規定

経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
19	日機輸	(3)	サンプル品のCCC認証免除の厳格	・海外からサンプルを輸入するには政府に中国強制製品認証「CCC認証を免除する」申請が必要。サンプルの用途を変更したり、転売したりすることは厳しく禁じられるため、しっかりと保管し、随時監査員に見せられるよう規制されている。しかし、デバイス製品により、セットメーカーにサンプルを引渡し、本体実験を行うことで、監査時に現物を見せない可能性がある。	・実態に合わせて、申請会社から他社に引き渡している場合、確実に申請した実験に使っていることを証明できればよいというような改善が望ましい。	・国家認証認可管理委員会2005年3号通告	
	フル工 自動部品	(4)	危険品輸入監視	・海外輸入危険品は梱包外に中文のUN標識と中文のMSDSが必要。少量輸出版売元は中文提出困難。(洗浄液、ゴム材、加硫促進剤など)	・標識とMSDSは英語又は輸出地の言語にして頂きたい。	・全球化学品統一分類と標識制度第1、4章	
	日機輸	(5)	危険品(車載電池)輸送包装	・中国で危険品の輸送包装に関する基準はかなり厳しい要求がされている。車載電池は9類危険品で、類包装規則が適用される。その場合、1.2Mの高さから計5回落下試験を実施し、クリアしなければならない。それをクリアするため、包装テスト及び政府への承認に相当時間が費やされており、車載電池は重い、厳重な包装によるコスト面でも課題となっている。 類包装規則は危険性度合いは「中」の危険品に適用(全部で三種類:大中小)。	・エコ、効率化、コスト節約の視点で、該当基準の見直しを要望する。	・GB6944 危険貨物分類と品番 ・GB12268 危険貨物品名表 ・GB12463 危険貨物輸送包装通用技術条件	
20	独占	日機輸	(1)	事業者集中審査の煩雑・遅延	・事業者集中申告に要する時間が長期化するケースがあり、その理由や進捗状況がわからないことも多く、迅速な投資に悪影響を与えている。売上高基準が低い、必要以上に多くの案件が審査の対象になっているのではないかと。(内容・要望ともに変更)	・商務省、その他関係当局において、迅速な審査体制の構築をお願いしたい。審査が三段階まで及ぶことがあるが、その基準を明確にして頂きたい。 ・売上高基準の増額をお願いしたい。	・独占禁止法
21	土地所有制限	日機輸	(1)	土地所有制限	・100%外資企業の土地所有が認められていない。(共産主義国であり、自国民にも認めていないが) (継続) ・現在の土地使用契約が期間満了となった場合にどうなるのか不明。	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。 ・既に建屋建築済のため使用権ではなく所有権を譲渡してもらおうか契約期間を無期限としてほしい。	
		自動部品		JTA	(2)	移転指示命令の可能性(区画整理)	・工場周辺の住宅地化が急速に進んだ事により、政府命令で移転を命じられるケースが増えている。いつ命令が下されるか予測できず、また、移転までの猶予期間も十分ではない場合が多いので、長期的な展望での設備投資を行いにくい状況にある。
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	中国版RoHS指令の不透明	・管理弁法のもと、関連する標準・規格(案)が様々存在し、制度全体がわかりづらいものになる恐れがある。 (継続)	・管理弁法・標準・規格の改訂については、施行時期を合わせることやFAQを充実させること等により、わかりやすい制度にしていただきたい。 ・また、法規制対応準備のために、法規制発行日から十分な移行期間(1年以上)を設けていただきたい。	・電器電子機器有害物質使用制限管理弁法など

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸	(2)	中国RoHS	・2017年10月、合格認定制度の対象となる製品の目録と規制物質の適用除外項目がWTO/TBT通報された。 適用除外項目についてはEU RoHSと整合しており問題はないが、策定中の合格認定制度に関する情報公開が少なく、適合性の評価方法が国際標準化された方法と異なる、セツメーカーに対する過度なエビデンス提出を求められた場合、企業に大きな負担がかかる。	・合格認定制度を策定する際に、先行しているEU RoHSとの整合性を確保してほしい。適合性の評価方法に関しては国際規格(IEC63000)と整合してほしい。 ・制度内容そして実施までの移行期間等の検討に当って、業界向けの情報公開と意見徴収を行ってほしい。	・電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 ・WTO/TBT通報 - G/TBT/N/CHN/1219 - G/TBT/N/CHN/1220
	フル工	(3)	CCC、中国版RoHS取得	・中国市場に製品を輸出販売するには、その製品が特定の規格を認証取得する必要がある。	・認証取得手続きの簡素化もしくは撤廃。	・CCC ・中国版RoHS
	日機輸	(4)	法規制の施行見合わせ(標識標準)	・電子情報製品汚染制御管理弁法(中国RoHS)の表示要求事項を規定した標識標準「SJ/T11364-2006」が2014年7月に「SJ/T11364-2014」へ改定された。 当標準は2015年1月1日施行だったが、政府から施行延期の公告が公布されると9月頃に事前予告が口頭であったまま施行日まで公布されず、結局、施行日を過ぎた2015年1月8日になって施行見合わせの公告が公布された。その間、企業にとっては改定版への対応が必要なのか否か不明瞭な期間が続き、混乱する結果となった。 しかも施行見合わせの理由(上位法の中国RoHSが現在改定検討中であるため)は、規制当局として、標識標準の改定版公布前に十分想定される理由であった。	・法規制の制定・改定の際は、関連当局で内容やタイミングを十分に考慮の上で公布し、公布後は企業が混乱することなく対応できるようにして頂きたい。	・標識標準 SJ/T11364-2014
	日機輸	(5)	法規制施行の猶予期間の不足	・2016年1月21日、電器電子製品有害物質使用制限管理弁法が改正公布されたことにより、2016年7月1日生産製品からSJ/T11364-2014での対応が必須となる。対象製品が大幅に拡大したにも関わらず、準備期間が5ヶ月程度である。また、弁法の解釈において不明点も多くあり、中国当局から公布される予定のFAQの発行も遅れている。 特に電池については別の電池規制が存在し、一般的にも電器電子製品の対象外と考えられる。 (継続)	・法規制の制定・改定の際は、関連当局で内容やタイミングを十分に考慮の上で公布し、公布後は企業が混乱することなく対応できるよう十分な猶予期間をとり、不明点がないようにして頂きたい。	・電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
	日鉄連	(6)	廃棄物処理能力の不足	・ISO取得のためにISO基準に則った認定処理業者を起用したい現地工場が、認定業者不足のため処理が遅くなったり、高いコストを強いられたいしている。 (継続)	・ISO認定業者の全国的な増強。	・地方政府が制定する大気悪化への対応法規
	日機輸			・中央政府の指導の下、各地方政府は大気悪化時に工業企業の排気制限や車両運行規制策を講じている。汚染物の処理量に枠が設置され、超過分は処理できず、敷地内に放置されたままになっている。さらに、処理資格のある企業が限られており、処理費用が高騰している。	・企業に稼働調整が必要な場合、計画的な活動が望ましい。 ・汚染処理能力の向上、関係法規の厳格化を期待。	
	JTA	(7)	廃棄物の処理費用の高騰	・廃油や廃液の処理費用が、区域(市レベル)内で、年々高騰(日本の4倍以上)しており、また区域内で2社しかない指定業者がしばしば検査不合格で操業停止になる場合があり、回収されない時期もあった。	・あまりにも高額な為、他国と比べて適切な価格になる事を求む。また指定業者への定期的な指導・監督も政府が確実に行って頂きたい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸	(8)	廃プラスチック等の輸入禁止	中国環境保護省は、使用済みプラスチック等の輸入を、2017年末までに禁止とすることをWTOに通告しており、従来、原材料として有価で取引されてきた良質な廃プラスチックについても引き取りが拒否されている。	プラスチック製品の製造大国である中国において良質な廃プラスチックの輸入を停止することにより、世界規模でエコサイクルが悪化する恐れがある。再生プラスチック等の原材料として利用される良質な廃プラスチックについては輸入を継続していただきたい。	
	JTA	(9)	環境規制による廃液処理の困難	中国における環境規制が近年、急激に厳しくなっており、環境改善に対応できない企業は廃業や移転に追い込まれており、特に加工外注先であるクロム鍍金処理業者の操業が極めて困難になっている。弊社の取引先も、いつ操業停止に追い込まれるか予測できないため、リスク回避のために他地域の処理業者を選定しているが、品質・費用要求もあり容易ではない。	規制緩和。 環境対策補助。 政府施策(工業団地整備等)	
	日化協 日化協 日機輸 JTA フル工 自動部品	(10)	環境規制による製造業者への操業停止命令	政府あるいは省の判断で、環境規制に抵触するような状態(PM2.5の濃度など)になった場合、住民の生活を優先し、産業活動が突然停止させられる。その結果、発注をかけていた原料でも予定通りの出荷ができなくなる。 中国北部の工場(委託先)が、大気汚染の影響で突発的に委託している化学製品の生産を停止する事例が発生。AQI(Air Quality Index)の数値が高値で推移した場合に地方政府が公共機関、工場等の出勤・生産等の停止命令を発令している。 一例として、天津市や昆山市などで空気、河川汚水の環境対策と称して該当地域の製造業に対する操業規制(停止や部分的操業量削減)を実施する事例が出ており、調達部品の確保に影響が生じている。具体的な根拠が十分ではない中、一律操業規制をかけられた事例もあり、最終的には国の経済に結び付く影響もあり得る。 取引先のメッキ業者が、地方政府の環境影響調査の為に、突然(当日から)1か月に亘って操業停止命令を受け、メッキ必要な製品の生産を他の拠点に振り替えることになった。 2017~2018年にかけて、政府が排水、排気、騒音の面について多くの新政策、法律を発効。環境監査も頻繁に行われたため政府要求によって、多くの分野のサプライヤーが急に生産停止になる事が多い。	環境規制については、省レベルのものについても実施時期よりも少なくとも半年前に通知されるとともに、中国語のみならず、少なくとも英語(可能であれば日本語)による通達の公開。 環境規制による大気汚染の防止。 環境問題の真因を追及され、その原因に直結する課題のある施設や製造業に対してのみ規制や指導、改善を行ってほしい。 事前のアナウンス(最低1か月前)を必ずして頂きたい。 新しい政策、法律、規制を発効した後、企業、メーカーの改善準備時間を設けてほしい。 環境汚染問題が深刻な時期(特に冬)の解決方法の改善(強引に地域内の多分野かつ全企業の実産削減や生産停止ではなく、環境汚染をコントロールすることによる生産調整措置を希望。)	環境保護法 中華人民共和国環境保護法 新改訂「中華人民共和国水污染防治法」 京津冀及周边地区2017年大気汚染防止工作方案

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸			・近年、中国では各地方政府の環境保護部門が管轄内の製造企業に対して環境汚染に関する審査を厳しく実施するようになってきており、取引のある中国サプライヤーの一部で減産、一時的な生産停止となる事例が発生している。	・継続的な中国法規制の情報収集と、法規制による中国企業(サプライヤー)および中国での経済活動への影響の分析をお願いしたい。 ・中国サプライヤー情報を含め、それら一連の情報を日系企業へ展開、サポートをして頂きたい。	
	日機輸	(11)	大気汚染対策の不十分	・大気汚染が深刻であり、赴任者の健康被害が懸念される。	・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。	
	JTA	(12)	安全・環境規制の厳格	・労働安全と環境面で規制が厳格化しており、政府機関による検査が以前に比べて頻繁に行われるようになっている。検査で問題を指摘された箇所は必ず改善しなければならないが、厳しすぎる感もあり、対策に大きな費用が発生するようになっている。	・規制緩和。 ・関係法令の整備。	
	フル工	(13)	環境保全に関する法等	・規制する法の施行が先行しているせいか、対応する行政窓口で適切かつ迅速な指導が得られない。窓口が複数あると、それぞれの窓口の言い分が異なり、右往左往してしまい、結局時間と費用を無駄になる。例えば、粉塵を発生するショットプラスト機の導入条件。	・法律の新規制定や改訂の情報を正確に得られるようにして欲しい。	
	JTA	(14)	環境保護を理由とした不当請求	・中国政府が主導する環境規制強化に関連して不当請求が疑われる事例があった。弊社分公司の敷地建物契約更新に際し、環境保護を理由にして廃棄物処理に関する法外な請求が行われた。交渉で半額となったが、この点を考慮すると不当請求が疑われた。	・法規制の強化。	
	自動部品	(15)	中国NEV(新エネルギー車)規制	・新エネルギー車(NEV)(強制化率)... 2018年(8%)、2019年(10%)、2020年(12%)。パワトレ系部品の様変わりによる数量動向。	・各メーカーの新エネルギー車に対する動向等の情報収集。	
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	(1)	公証・認証取得の煩雑	・中国政府関係当局に対し委任状、訴訟関連資料等を提出する際に、領事館認証を要求される。領事館認証を得るには、大使館に2度出頭するなど煩雑であり、時間を要する。 (継続)	・領事認証に代えてアポストイーユの付与のみで足りるようにして欲しい。 ・現状では、香港・マカオのみ適用範囲となっており、中国本土へ適用拡大を要望する。	・ハーグ条約(外国公文書の認証を不要とする条約)の中国本土への適用拡大
	日機輸	(2)	法規にない行政指導	・社名変更手続き(申請から社名を変更した営業許可証取得まで2か月半を要した)において、社名そのものへの注文、増資検討や定款変更を要求など法令とは別の次元での要求が様々な政府部門から提示される。地域によって、または同じ地域でも管轄する地区によっても当局の見解が異なる(保税企業への増値税還付の取扱いなど)。 (継続)	・法令の中身を曖昧にせず詳細な規定公布と全国及び関係するすべての政府部門への徹底。	
	日機輸	(3)	地方による法規の運用・解釈の不統一	・危険化学品安全管理に関し、同じ法律であっても、所在地の当局毎に、運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない(個別最適が必要で負担が増加する)。 改善なし (継続)	・地方による運用の差をなくして欲しい。	・危険化学品安全管理条例 ・危険化学品登記管理弁法

経由団体: 各個人の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
23	日機輸			<p>(対応)</p> <p>・2015年8月12日に中国天津市において生じた危険化学品の大爆発事故の後、中国政府は、危険化学品に対する安全監督管理業務をより一層強化しようとしており、2016年11月29日に中国國務院弁公庁は、「危険化学品安全総合統治方案」を公布した。当該事故を教訓に、中国中央政府主導で危険化学品に対する安全監督管理を行っていくとするもの、企業の安全生産主体としての責任を徹底することを業務目標とし、危険化学品の安全総合統治業務は、國務院の安全生産委員会が組織・指導する。</p> <p>(1)準備段階:2016年12月には、各地域、各関連部門は總体的要求に基づき、具体的实施方案を制定し、危険化学品安全総合統治に部署人員を動員し、広範な宣伝を行うこと。</p> <p>(2)整備段階:2017年1月から2018年3月には、業務を深く展開し、且つ段階的成果を挙げる。2018年4月から2019年10月には、更なるレベルアップを図り、各地域、各関連部門が定期的な監督指導を展開すること。</p> <p>(3)最終段階:2019年11月には、各地域、各関連部門が業務の成果をとりまとめて結果報告を作成し、且つ國務院安全委員会に送付する。(中国通商関連情報2016年度第39回)</p>			
	日機輸	(4)	行政手続の煩雑・遅延	<p>・弊社の出資者変更に伴い、商務局(外商投資)の批准は取れたが、その後の手続において工商局より出資者(日本)の役員全員の決議書が必要であると言われ、手続が滞っている。</p> <p>・合弁契約締結後、商務委員会と外商投資企業認可取得を行う際に、多数回にわたる資料の提出要請があり時間を要す。一方、担当者が変更になると急速に手続が進むケースがあり、基準が不透明。</p>	<p>・商務局の批准を取得した場合等、要の部署の批准があった場合はその後の期間の批准も簡素化し早急に承認をいただきたい。</p> <p>・人による対応格差の改善。</p> <p>・同一基準での運用。</p>		
	自動部品						
	日機輸	(5)	過度なネット規制	<p>・2017年11月からの突然のNET回線(HDCOM)の不通。また、いつ復旧するなどの情報が入ってこなかった。</p>	<p>・過度なネット規制の撤廃。</p> <p>・事前の連絡、状況説明。</p>		
	製薬協	(6)	中国独自の医薬品検査規制	<p>・中国で医薬品(医薬品原薬を含む)を輸入申請する際、その品質を確認するのに、原産国(=輸出国)における規格・試験法とは別に、中国の検査機関が設定した規格・試験法が中国薬典を元に設定されている。また、輸入毎にこの中国独自の規格・試験法で当局指定の検査機関での検査を行うことが求められているが、原産国と異なる規格・試験方法であるため、検査に適合するかどうかの判断が難しい。</p>	<p>・原産国で承認された規格・試験方法の採用に向けた主要国薬典(日本薬局方、US局方、EU局方)の導入(中国独自の規格・試験法設定の廃止)および輸入毎の検査の廃止。</p>	<p>・薬品輸入管理法・第三章</p>	
	製薬協	(7)	現地製造許可のための現場査察	<p>・中国で医薬品の製造許可を取得する際に、現場査察が実施されるが、該当する医薬品の商用スケールでの実生産のすべての工程の査察が行われる(動態査察)。商用スケールでは、原材料の調達、製造ラインの確保等、負担が大きい。また、査察用に製造された製品が商品として販売できるかが明確ではなく、廃棄リスクを抱え、生産スケジュールも立て難い。</p>	<p>・査察で必要とされる生産スケールの減免、または査察用に生産された製品が検査に合格した場合には販売できることを明確に許可して頂きたい。</p>	<p>・医薬品登録管理弁法62条</p>	
	日機輸	(8)	個人情報の国外移転規制	<p>・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報を国外に移転するには定められた手続が必要となる。</p>	<p>・対象分野、必要な対応内容を明確にして頂きたい。</p>	<p>・インターネット安全法</p>	
	24	法制度の未整備、突然の変更	フル工 自動部品	(1)	<p>法律・制度の頻繁な突然の変更</p> <p>・特に環境規制等の急激な変更で地方政府の知識・理解が乏しく拡大解釈による必要以上の処理設備導入や操業停止のリスクがある。 例:VOC規制:有機溶剤が対象とみられるが水溶性塗装も規制される。また、国際会議開催に絡む操業停止の指示がある。</p>	<p>・規制導入時には各関係機関への説明と明確な規制値を提示頂くなど、十分な準備期間を設けて導入頂きたい。</p>	<p>・蘇環局[2014]128号</p>

經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	經由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	日機輸			<p>・法制度・規則の突然の変更により、経営環境が急変し、企業は対応に困ることがある。</p> <p>たとえば、2017年の9月21日に中国交通運輸部、工信部、公安部、工商総局と質検総局により「超限超載認定基準」を発行し、輸送車両の規格(特に高さ)と最大積載量を定めた。影響として、国際共通40HQコンテナ車は規格違反(高さ)と認定され、一時的に使用不可となった。</p> <p>・しなくてもよいと明記された法律文書が廃止された理由で義務が課されるような適用方法をやめて欲しい。文書で明記して欲しい。</p> <p>(例: 外国人 国外での保険料を所得に合算、税務申告)</p>	<p>・条例発生前、業界に対する影響度、実施方法などについてきちんと検討していただきたい。</p> <p>・業界に影響度の高いと見込まれる条例発行の際、企業に対してバッファ期間を与える。</p> <p>・文書にて改訂、明記して欲しい。</p>	
	フル工自動部品	(2)	関係当局・担当者による法制度解釈の不整合・不統一	<p>・消防法等において法文上では曖昧な表現になっており、最終的な法解釈は、消防局の担当者の解釈で運用され、企業としては対策が必要なのか分からない。突然、法律に従っていないとの見解を示され、改善を要求される。また、改善が完了するまで、対象施設の封鎖を要求される。</p>	<p>・法律の明確化を実施し、末端の組織まで認識を統一して欲しい。</p> <p>・是正勧告に対する改善に一定期間の猶予が欲しい。</p>	<p>・環境規制</p> <p>・消防法等</p>
	日機輸	(3)	関連法令の矛盾、また政府役人の法令を無視(或いは拡大解釈)した俗人的な判断	<p>・中国法体系全般にいえることだが、法令の不備や法令間の矛盾、またそれに伴う政府下級役人の拡大解釈見解変更が相次ぎ、その度に業務停止、翻弄されている。</p> <p>例: CIE/CIES二社統合手続では、関連法令の不備、政府役人の法令拡大解釈、見解変更が相次いだ。</p>	<p>・中国政府高官に政府下級役人の見解が介入しない洗練された法体系の整備を訴えて欲しい。</p>	
	日鉄連	(4)	法律の実施・運用の地域格差・不統一	<p>例: 営業税から増値税に変更するにあたり、海外売上100%のコンサルティングサービスに対しては免税との規定がある。この規定の運用が地域毎に違い、ある地域では免税とされていたものが、突如免税不可となり、遡及して納税するよう求められた。</p>	<p>・制度運用の透明化。</p>	
	日機輸	(5)	法律の実施運用規則の不備・発効遅延	<p>・上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。</p> <p>ガイドライン等が出揃って改善されたが、その他は改善されていない。</p> <p>改善なし</p> <p>(変更)</p> <p>・遵守すべき内容・規則として法令・通達がよりどころとなるが、全国での当局の運用を顧みた際に必ずしも運用ルールが文書化されておらず、そのことが全国対応を行う多国籍企業にとっては不便につながるものが存在する。いまだに改善されないケースがある。</p> <p>例えば、2016年9月に杭州に開催されたG20に関する杭州周辺の物流制限について、8月末になっても政府から明確な制限情報が出ておらず、企業間情報交換、もしくは物流業者から非正式な情報を頼らざるを得ない状況になった。物流業務の不安要素となった。</p> <p>(内容・要望ともに変更)</p> <p>・2018年から「環境税法」が実施された。廃水と排気の濃度、総量に応じて税金が決まるが、算出基準は曖昧で予算が立てにくい。</p> <p>例: 廃水の濃度は変動するもので、平均値を取るべきか、最大値をとるべきかは不明。</p>	<p>・下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効して欲しい。(準備が出来るまでは発効しないで欲しい。)</p> <p>・運用を行う際に、迅速かつ明確な基準・考え方の発信を行う体制を徹底いただきたい。</p> <p>・算出基準に関する実施細則を配布して欲しい。</p>	<p>・危険化学品安全管理条例</p> <p>・危険化学品登記管理弁法</p> <p>・中華人民共和国環境保護税法</p>

經由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
24	日機輸			<p>・ネットワーク安全法について、「重要情報インフラ運営者」や「重要データ」等の範囲が不明瞭なまま法施行されており、外資系企業が中国国内の顧客から収集した具体的データにつき、中国国内で保存する義務があるか判断できない。この義務が幅広く適用されると、外資系企業には事実上の制約となる。</p> <p>(参考) ・中国国務院は2017年12月25日付で「中華人民共和国環境保護税法実施条例」(2018年1月1日から施行された「中華人民共和国環境保護税法」)の実施細則を發布。 (対応) ・2017年5月2日、中国の国家インターネット情報弁公室は、「インターネット製品及びサービス安全審査弁法(試行)」を公布した。審査弁法は、「インターネット安全法」1(2016年11月7日公布)に関して初めて制定された付属法令として、2017年6月1日に「インターネット安全法」と共に施行された。同法は、「インターネット安全法」にいう「安全審査」について、ある程度、具体的に規定するものである。(中国通商関連情報2017年6月第5回)</p>	<p>・「重要情報インフラ運営者」や「重要データ」等の範囲を法文で明確にし、その解釈の仕方について、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。</p>	<p>・网络安全法(ネットワーク安全法) ・重要情報インフラ運営者に関する安全保護条例(意見募集稿)第18条</p>	
	日機輸	(6)	基準・法律等の公布から施行までの期間不足	<p>・基準・法律等の新規策定・改正により、製品の仕様や設計、材料等に大きな変更を加えなければならないことがある。このような場合、十分な検討時間が与えられないと、企業にとって大きな負荷・負担となる。</p>	<p>・基準・法律等の新規策定・改正時には、業界へのインパクトを評価し、製品の仕様や設計、材料等に変更を伴う場合には十分な検討期間を与えていただきたい。</p>	<p>・韓国「分離排出法」 ・中国「電子電気製品汚染制御管理弁法」等</p>	
	日機輸	(7)	行政規制簡素化	<p>・「自由貿易港」とか外資自由貿易区に所在の外資商貿公司が行う三国貿易且つ最終目的地が中国大陸企業となる取引における政策の透明化、簡素化と規制の緩和または撤廃を求める。</p>			
	日化協	(8)	不明な許可制度	<p>・化学製品の製造に対して「生産許可」が製造サイト毎に必要なと情報があがるが、環境アセスメント等の評価費用内訳や所管省庁が不明。</p>	<p>・許可制度の中国国内での整備・標準化及び透明化の促進。</p>		
	日機輸	(9)	中国サイバーセキュリティ法制定による企業活動の制限	<p>・同法では中国国内の個人情報を国外へ持ち出せないルールとなっており、具体的にどう規制されるのか不明瞭なため、今後の運用によっては企業活動が制限される懸念がある。グローバル標準のOffice365などの導入に際しては、独自システム構築など特別な対応が必要となる。</p> <p>(対応) 日本政府は、2017年3月以降のTBT委員会においても、本法に対する懸念表明を行っている。</p>	<p>・本法にかかる当局や他企業の動向のモニタリング、情報収集と共有をお願いしたい。</p>	<p>・中国サイバーセキュリティ法</p>	
25	政府調達	日鉄連	(1)	政府調達における自国製品の優先購入	<p>・2009年5月26日、政府投資プロジェクトで政府調達に属するものについて、中国政府は中国国内で調達できないなど、合理的な条件が無い限りにおいて、自国製品を優先的に購入(バイチャイナ)するよう通達。輸入する場合は政府部門の同意が必要となる。現時点で法的拘束力や実際の運用規定が不明。 (継続)</p>	<p>・運用規定等の明確化。 ・政府調達以外の分野への波及の回避。</p>	<p>・「内需拡大による経済成長促進の着実な実施に関して、プロジェクト建設への入札・応札の監督管理業務の更なる強化を行うことについての意見」(発改法規[2009]1361号附属書)</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
25	日機輸	(2)	入札制度の形骸化	<p>・設備の入札において、入札自体が形骸化しており、費用・時間の無駄が生じている。或いは公正を著しく逸している場合がある。</p> <p>具体的には、落札後の価格交渉が常態化していること、買い手の意に沿わない落札結果の場合に一方的なやり直しがあることなど、一連のルールとフローが不明確である。</p> <p>2014年から引き続き大きな変化は無く、改善は見られない。設備購入決定後に、入札実施が決まった場合もあり、ルールが不明確な状態が続く。進展なし。(2018年1月時点)</p> <p>(追加)</p>	<p>・国際ルールに照らした入札規則として明文化(人治的な判断の余地を排除)し、買い手側の義務と責務も明確にして頂きたい。</p>		
	日機輸	(3)	政府購買に係る過大な資料要求	<p>・現在の政府購買は、年に2回、海外メーカーに様々な資料の提出を要求している。日本政府当局が公開発行する会社の「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」を提出すること以外に、趣旨が不明瞭な「弁護士の説明」も要求している。なお、加えて、日本法務局発行の公証書と在日本中国大使館発行の認証書も要求している。</p> <p>日本政府当局が公式に発行する「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」は既に権威性がある。民間の弁護士の説明や、法務局の公証や大使館の認証の必要性には疑問がある。また、年に2回も提出が必要が疑問である。中国と日本の制度の違いへの理解が望まれる。</p> <p>また、上記の資料の提出期限は厳しい。中国の15日稼働日となっているが、実際は13-15日くらいでの対応が求められる。資料は現状、全て政府関係(日本政府当局・日本の中国大使館)の認証等の作業が必要とされる。年末年始の時期となり、日本の政府当局も在日本中国大使館も休みとなり対応できないことがある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・政府購買の資料は、「現在事項全部証明書」と「代表者証明書」をそのまま提出すればよいものとし、「弁護士の説明」、法務局の公証、大使館の認証は不要とする。また年に2回ではなく、1回のみ提出とする。</p> <p>・政府購買の資料提出期限を、20稼働日に延長する。</p>	<p>・政府調達国内製品管理弁法(未公布)の第三条、第六条、第七条、第八条</p> <p>・政府調達輸入製品管理弁法</p>	
	日機輸			<p>(対応)</p> <p>2010年6月21日、日本機械輸出組合は「中華人民共和国政府調達法实施条例(意見聴取稿)」について、財政部宛てに意見を提出した。</p>			
26	その他	日機輸	(1)	値差返金が困難	<p>・グループの集中契約価額で材料仕入、加工先に市場価額で供給後、加工品を在華工場に販売。値差の一部を工場に還元することができない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・香港、マレーシア、日本などと同じような仕組みで対応してほしい。</p>	
		日農工 自動部品	(2)	インターネット・通信規制	<p>・TV会議システムが2017年10月以降使用できなくなった。通信業者からは、別の専用回線を引くことを提案されたが、費用が高く現実的でない。</p> <p>・本来自由なはずの情報閲覧が制限されて、駐在及び出張者の自由が制限されている。</p>	<p>・通信規制の緩和。</p> <p>・国による情報制限の撤廃。</p>	
		建産協	(3)	環境保護新税の導入と脱石炭化	<p>・環境に係る新税導入や石炭から天然ガスへの切替等による生産エネルギーの不安定化。</p>	<p>・計画的な切替と企業との会話。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。